

和光市こども計画

令和7年度～令和11年度
【素案】

令和6年11月
和光市

市長あいさつ文を挿入予定

目次

第1章	こども計画の策定にあたって
第1節	こども計画の策定の背景
(1)	社会状況と国の動向
(2)	子ども子育て支援事業計画からこども計画へ
第2節	こども計画の位置づけ
(1)	法的な位置づけ
(2)	本市における他の計画との関係性
第3節	こども計画における「こども」の範囲
第4節	こども計画の期間
第2章	基本理念
第1節	基本理念
第2節	基本的な視点
第3節	基本目標
第4節	和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携
第5節	施策の体系
第6節	計画の成果指標
第7節	ライフステージ
第3章	基本方針
基本方針 1	こども・若者の意見表明・参画
基本施策 1-1	こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり
基本施策 1-2	地域の中での若者の主体的な参画
基本施策 1-3	多様な背景をもつこども・若者を受け止める地域づくり
基本方針 2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援
基本施策 2-1	困難を抱えたこどもへの支援
基本施策 2-2	こどもを守る地域づくり
基本方針 3	こどもが健やか育つ「こどもまんなか」の環境づくり
基本施策 3-1	こども・若者の居場所づくり
基本施策 3-2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり
基本施策 3-3	こどもの心と体を育む健康づくり

基本方針 4 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～「わこう版ネウボラ」の充実～.....

 基本施策 4-1 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化.....

 基本施策 4-2 多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化.....

基本方針 5 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実.....

 基本施策 5-1 自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上.....

 基本施策 5-2 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進.....

 基本施策 5-3 教育・保育等の基盤整備計画（量の見込みと提供体制）.....

 （１）教育・保育提供区域の設定.....

 （２）教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....

 （３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....

 （４）教育・保育の量の見込みと確保方策.....

 （５）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....

第４章 和光市のこども・子育て環境の現況.....

第１節 人口の状況.....

 1. 年齢3区分別人口の状況.....

 2. 出生の状況.....

 3. 就学前児童人口の状況.....

 4. 小学生年代人口の状況.....

 5. 中高生年代人口の状況.....

 6. 18～39歳人口の状況.....

第２節 こども・子育て世帯を取り巻く状況.....

 1. 世帯数と平均世帯人員数.....

 2. 6歳未満のこどもがいる世帯の状況.....

 3. 18歳未満のこどもがいる世帯の状況.....

 4. 婚姻・離婚.....

 5. ひとり親世帯の状況.....

 6. 女性の労働の状況.....

 7. 障がい児数の推移.....

 8. 生活保護の受給状況.....

 9. 虐待通報件数.....

第５章 こども・若者の意見聴取.....

第１節 こども・若者対象アンケート調査.....

 1. 調査の目的.....

 2. 調査の概要.....

 3. 小中学生対象アンケート調査の分析（概要）.....

 （１）居場所の多様化.....

- (2) さびしいと思うことがあるか.....
- (3) スマートフォンの普及.....
- (4) スマートフォンの使用時間と就寝時間の関係.....
- (5) 今の生活に対して楽しいと感じるか.....
- (6) まわりの人から認められていると思うか.....
- (7) 和光市はくらしやすいか.....

第6章 住民アンケート調査からみた 和光市の現状

第1節 住民アンケート調査.....

- 1. 調査の目的.....
- 2. 調査の概要.....

第2節 住民アンケート調査の分析（概要）

- 1. 妊婦調査.....
 - (1) 相談支援体制
 - (2) 必要な子育て支援.....
 - (3) 妊娠や出産で困ったこと
- 2. 就学前児童の保護者調査.....
 - (1) 子育ての孤立化.....
 - (2) ネウボラ拠点
 - (3) 子育て世帯の就労の状況
 - (4) 育児休業の取得状況.....
 - (5) 病児・病後児保育、一時預かり
 - (6) 保育の受け皿

第7章 こども計画の推進に向けて

- 1. 教育・保育提供区域の設定
- 2. こども計画の策定体制
- 3. こども計画の推進
- (1) こども計画の推進体制
- (2) こども計画の進行管理

第1章 こども計画の策定にあたって

第1節 こども計画の策定の背景

(1) 社会状況と国の動向

我が国では、長年にわたる少子高齢化が深刻な課題となっています。

厚生労働省が発表した令和5年の人口動態統計（概数）によると、日本の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むこどもの平均数）は1.20まで低下し、年間出生数は72万7,277人であったことが報告され、人口減少が加速しています。

こどもや子育てを取り巻く環境では、児童相談所における虐待相談対応件数は全国的に右肩上がりが増加するなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。また、世帯の経済的な困窮がこども世代に影響を及ぼす「貧困の連鎖」が社会の大きな課題になるなど、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

こうした状況に対し、国は、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を発足させ、少子化対策や子育て支援、いじめなど複数省庁にまたがっていたこどもを取り巻く課題に一元的に取り組む体制を整備しました。「こども家庭庁」は、こども・若者がぶつかる様々な課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか1」社会へと作り変えていくための司令塔として機能することが期待されています。

また、「こども家庭庁」の発足と同日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。同法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の指針にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

さらに、令和5年12月にはこども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定しました。

こども大綱では、こどもや若者、子育て当事者の視点や意見を尊重し、ライフステージごとに切れ目のない支援を目指すことや、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定化、こどもや若者の権利の保障などの基本的な方針を掲げ、こども施策を関係機関と連携して総合的に推進することとしています。

¹ こどもまんなか社会…全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

(2) 子ども・子育て支援事業計画からこども計画へ

市の総人口は長期的には増加傾向であり、令和6年8万4千人を超えました。人口増加の主な要因として、転入者数が転出者数を上回る社会増があげられますが、一方で年少人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

また、市の出生数は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から減少傾向で推移し、全国水準を下回っています。

市では、令和2年3月に「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり」を基本理念として、こども・子育て支援に関する各種事業に取り組んできました。特に、保健、医療、福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムの一環として、こども家庭センターの前進となる「わこう版ネウボラ」を確立し、推進してきました。

わこう版ネウボラは、子育て家庭の身近な地域の子育て包括支援センターをネウボラ拠点とし、母子健康手帳を交付し、妊娠期から出産・子育てに関する相談・支援を母子保健ケアマネージャーおよび子育て支援ケアマネージャーが一貫して行うしくみです。

その間、急激に増加する待機児童対策として基盤整備を進めた結果、待機児童数は減少したものの、コロナ禍の影響により、地域の見守りや交流が途絶えコミュニティがより一層希薄化したほか、こどもや子育て家庭を取り巻く環境も大きく変容しました。また、育児休業の利用拡大、テレワークの普及等、保護者の働き方も急激に変化しました。

そこで、現行の「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受け、これまでの市の取組を評価・検証するとともに、国や県の動向、社会情勢、**こどもの権利保障すること等を踏まえ**、今後の和光市におけるこども・若者、子育て支援の一層の推進を図り、すべてのこども・若者、子育て当事者がウェルビーイングな状態で生活を送ることができる環境を創出するために「和光市こども計画」として策定することとしました。

こども計画では、わこう版ネウボラのしくみを継承しつつ、これまで設置していた児童相談の窓口である「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健の機能を一体化して、関係機関と連携する「総合こども家庭センター」を設置し、こどもや子育て家庭をとりまく環境の急激な変化やコロナ禍の影響により新たに生じている課題にも迅速に対応していきます。

(注釈) ウェルビーイング

第2節 こども計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。さらに、次の法令等に基づく各種計画は、本計画に包含するものとしたします。

なお、こどもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「こどもの貧困解消対策計画」は、和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画に包含していることから、当該計画との整合性を図って推進していきます。

策定にあたっては、こども大綱及びに埼玉県こども計画を勘案するとともに、本市独自の施策を盛り込んだ計画としています。

【本計画と関連計画】

- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条） 包含
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項） 包含
- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条） 包含
- 自立・促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法） 包含
- 母子保健計画（厚生労働省通知 母子保健計画策定指針） 包含
- こどもの貧困解消対策計画（こどもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項） 整合・連携

■参考：こども基本法 第10条抜粋■

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

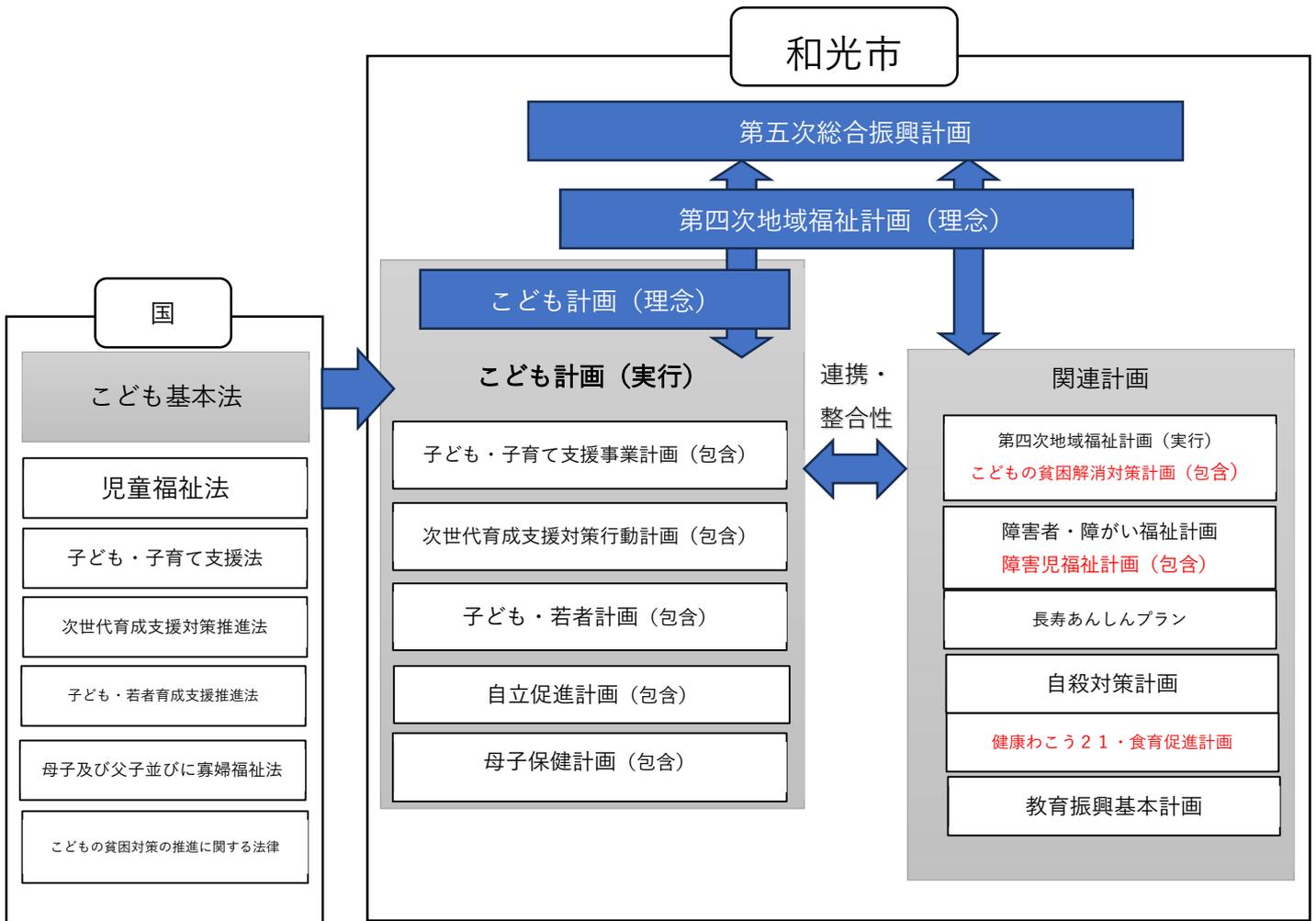
5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(2) 本市における他の計画との関係性

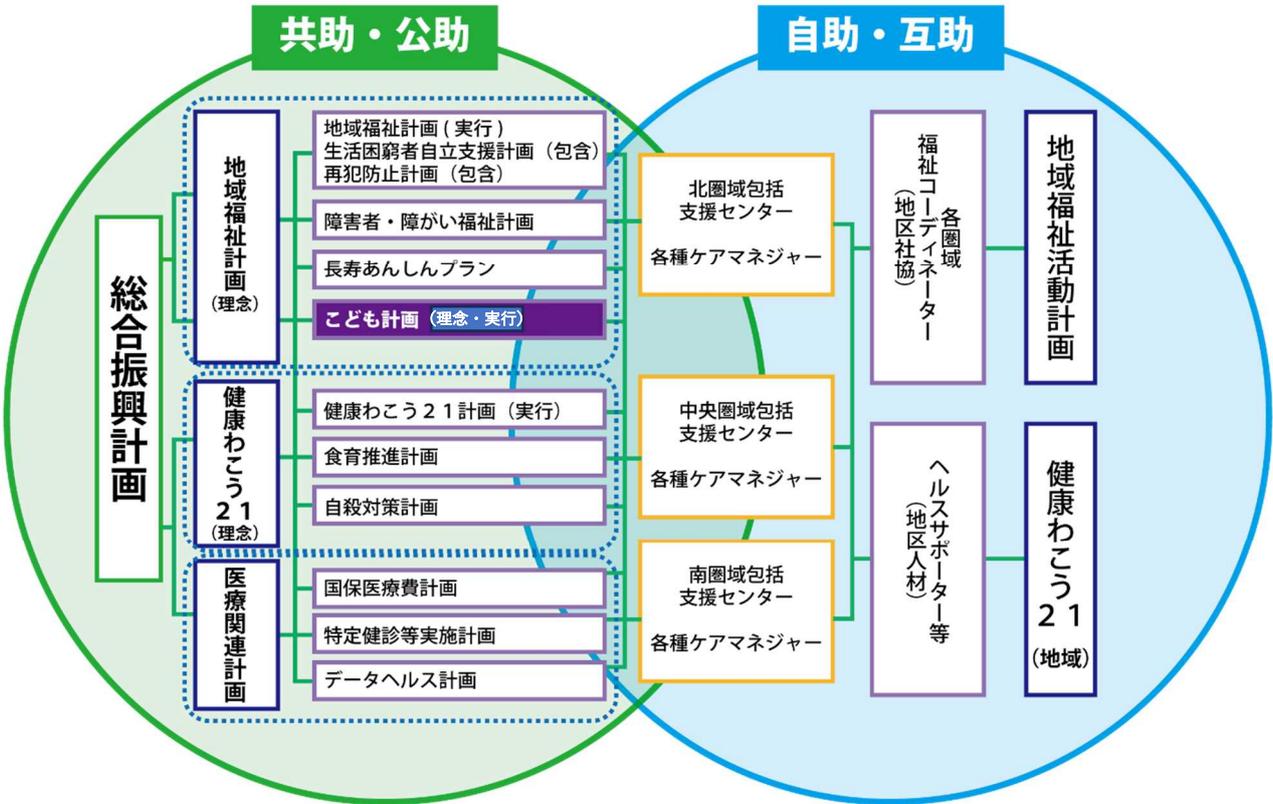
本計画は、本市の最上位計画である「第五次和光市総合振興計画」及び地域福祉の理念計画である「第四次和光市地域福祉計画（中間見直し）」に掲げる理念や基本方針を反映した、こども分野の総合的な計画として位置付けます。

そのほか、第七次障害者計画・第七期障害福祉計画、第九期長寿あんしんプラン、第二次健康わこう21・第三次食育推進計画、第二期和光市自殺対策計画等の関連計画との連携・整合性を図り、関連施策等を参照又は本計画において補完することにより、各基本方針に掲げる各施策を展開していきます。

■本計画とその他計画との関係■



【参考】第四次和光市地域福祉計画より抜粋



地域福祉計画では「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえ、関係福祉計画等の中で地域包括ケアシステム（住み慣れた地域で、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本として、医療、介護、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供される体制をいう）の構築、機能強化に取り組んでいきます。

第3節 和光市子ども計画における「子ども」の範囲

子ども基本法第2条において「子ども」は「心身の発達の過程にある者」とされており、子ども大綱の注釈において、概ね30歳未満とされています。「若者」については、子ども大綱では、思春期・青年期も対象としています。

そのため、本計画における子どもの範囲も0歳から概ね30歳未満とします。



第4節 こども計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

また、本計画の内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

第 2 章 基本概念

第1節 基本理念

【基本理念】

こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光

第2期和光市子ども・子育て支援事業計画において「こどもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり」を基本理念とし、計画を推進してきました。この間、こども・子育て環境は、コロナ禍を経て大きく変化しました。こどもが自己肯定感を持ち健やかに育つためには、こどもが今幸せな状態であることが必要であり、そのためには、社会全体にとってこどもが主体であることを認識し、こども・若者ととも地域をつくるという文化をつくる必要があります。

すべてのこどもにとって常に今が幸せであること、それは、こども一人一人が尊重され、かつありのままの自分を受け入れ、大切にされながら、ひとしく成長することができること、安心できる居場所があること、また子育て家庭にとっても安心して楽しく子育てができること、そして地域社会がこどもや子育て家庭の支えになり、地域社会もこどもや子育て家庭がいることによって活気がわき、喜びを感じることができる社会を目指します。

和光市では、これらのような子育て家庭を含むこどものあるべき姿やあるべき地域社会を象徴した「こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光」を基本理念とし、すべてのこども・若者、子育て家庭を支えていきます。

■和光市こども計画の基本理念■



第2節 基本的な視点

本計画の基本理念は、すべてのこどもの権利が保障され、こどもの基本的な人権が守られること、そこからこどもの最善の利益が保障されることを前提として和光市のすべてのこどもおよび子育て家庭が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる和光市の現実を信念として表したものです。

様々な世帯状況や社会情勢の変化等を背景にして、こどもにとって不適切な養育環境が生み出され、その結果、児童虐待、こどもの貧困、いじめ、自殺等、こどもの権利が保障されない実態があります。

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが重要です。

そのためには、こどもの権利条約の示す「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」、「こどもの最善の利益」の4つの原則が社会に広がり、守られることが大切です。

和光市は、この4つの原則を基本的な視点とし、施策を展開していきます。

■計画の基本的な視点■

差別の禁止

生命、生存及び
発達に対する権利

こどもの意見の
尊重

こどもの
最善の利益

こどもの権利条約

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

1989年11月20日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

こどもの権利条約は、こども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、世界のどこで生まれてもこどもたちがもっている様々な権利が定められた、この条約が採択されてから、世界中で、多くのこどもたちの状況の改善につながってきました。



第3節 基本目標

本計画の推進を通じて和光市が目指す、「ありたい姿」「あるべき姿」として以下の4つの基本目標を定めます。

こどもにとって、「今」が大切であり、こどもは「今」を生きています。こどもにとっての数年後はまた別のステージへと変わっています。こどもの「今」をウェルビーイングな状態とし、こども・若者、子育て家庭、地域にとって、「今」のウェルビーイングな状態の積み重ねが目指すべき姿となるよう、和光市は以下の4つを基本目標とします。

■和光市の基本目標■



今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる

【目指す姿】

こどもの権利が保障され、こども一人一人が日常生活や地域社会等の場面で安心できる居場所があり、安心して意見を表明し、自分らしさを肯定され、周囲に受け入れられているとこどもが実感できる社会を目指します。



今、こどもが主体的に健やかに成長できる

【目指す姿】

こどもの最善の利益が優先され、こどもを主体としたこどもの成長を支援します。こどもが、心身ともに安全・安心してくらすことができる社会を目指します。



大学生又は高校生
イラスト挿入

今、子育てが楽しいと感じる

【目指す姿】

妊娠期からこどもが自立するまでの全ての子育て家庭が、地域の中でつながりながら、楽しく居心地がよくくらすことができる社会を目指します。



高齢者・職業者・
会社員など様々な
イラスト挿入

今、こどもを支える地域社会がある

【目指す姿】

地域が、こどもは地域社会を形成する一員であり、その主体であることを認識して、地域でこどもを支える社会を目指します。

第4節 和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

説明文挿入

和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

これまで設置していた児童相談の窓口「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健の機能を一体化して、関係機関とも連携する「総合こども家庭センター」を設置し、更にわこう版ネウボラを推進していきます

和光市総合こども家庭センター

ネウボラ課と子ども家庭支援課による一体的な相談支援体制のもと、すべての妊産婦、こども、子育て世帯を対象として、妊娠届から切れ目なく、妊産婦支援、こどもや子育てに関する相談を受けて支援へとつなぐためのマネジメント等を担います

ネウボラ課 (母子の保健の視点でサポート)	子ども家庭支援課 (こどもと家庭を福祉の視点でサポート)
<ul style="list-style-type: none"> すべての妊産婦や乳幼児へのアプローチによる予防・早期発見・支援 妊娠前からの健康情報の提供 乳幼児健診・保健指導 不妊・不育症相談支援 / 未熟児・小児慢性特定疾病児医療費補助 情報把握、必要な調査等 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な機関等で把握した支援が必要なこどもや家庭に対してサポートプランを作成し、連絡調整による支援 モニタリング等の実施による継続支援 対象家庭に適した家庭支援事業の利用勧奨による確実な支援 支援サービス等の企画調整

児童相談所

保健所

警察等

教育委員会・学校教育支援センター

庁内関係部署

医療的ケア児等支援協議会等



様々な民間を含む地域資源と連携して支援メニューに繋がります

各地域の子育て世代包括支援センター

認定こども園・幼稚園・保育園等

児童発達支援センター等

医療機関

一時預かり

こども誰でも通園制度

障害児支援

児童センター
児童館

学童クラブ
わこうっこクラブ

産前・産後サポート

家庭支援事業

プレーパーク

子育て広場

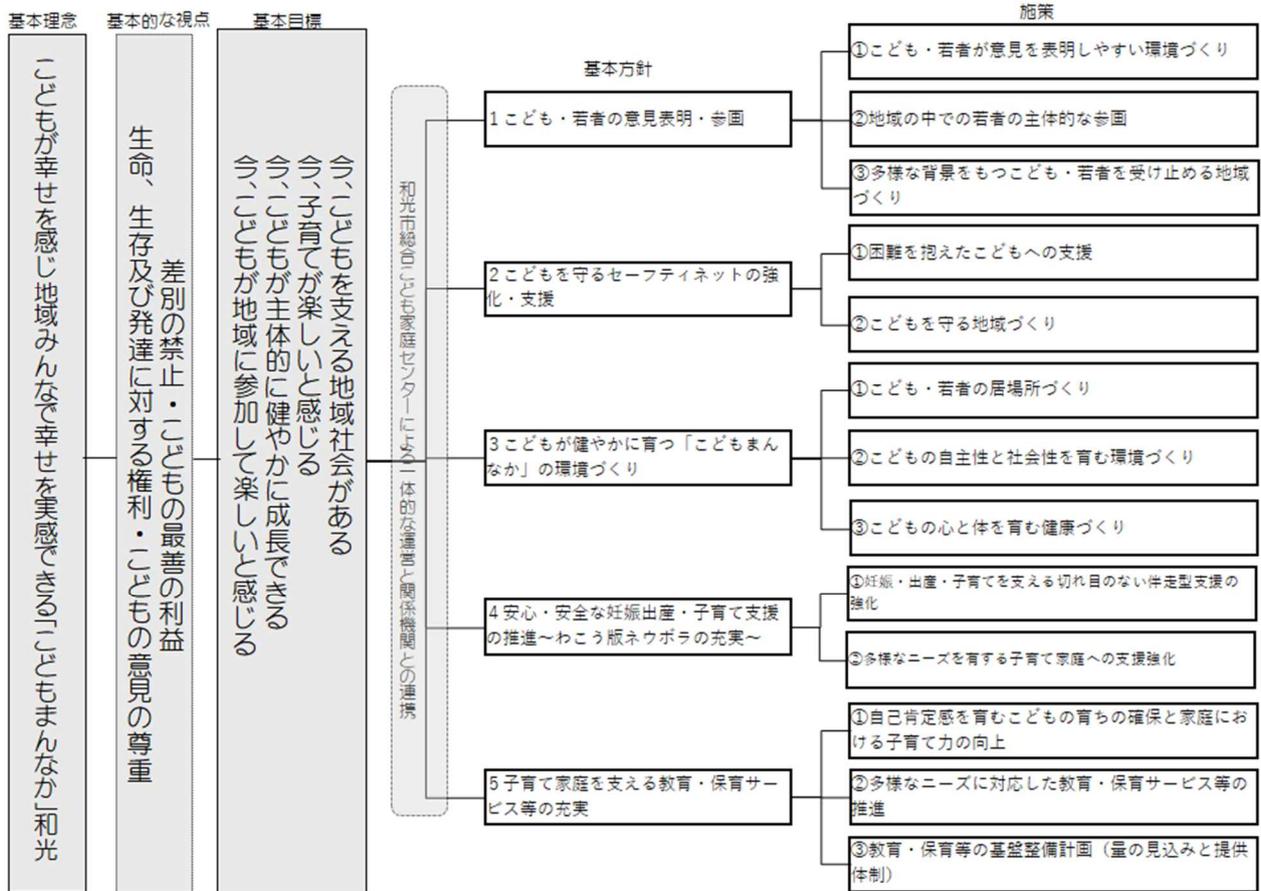
フリースクール
等こどもの居場所

こども食堂



若者のイラスト
挿入

第5節 施策の体系



成果指標

No.	基本方針	成果指標	現状値	目標値(R11)	目指す状態
1	1 子ども・若者の意見表明・参画	市が子ども・若者の意見を聴いて実施した事業数	後入れ		子ども・若者とともに考え、市の事業を推進している。
2		まわりの人から認められている、と思う小中学生の割合	小学4年生 79.7% 中学1年生 78.1%	小学4年生 85.0% 中学1年生 85.0%	子どもの意見が日ごろから尊重されていると感じている。
3		和光市の事業や地域活動等に参加している若者の割合	中間見直しで設定	中間見直しで設定	若者が、地域での活動に力を発揮している。
4		将来の夢や目標を持っている、と思う小中学生の割合	小学4年生 79.9% 中学1年生 65.8%	小学4年生 86.0% 中学1年生 75.0%	子どもが、将来に向かって夢や希望を持っていると感じている。
5	2 子どもを守るセーフティネットの強化・支援	和光市はくらしやすい、と感じる小中学生の割合	小学4年生 94.9% 中学1年生 95.5%	小学4年生 98.0% 中学1年生 98.0%	子どもが、安心してくらすことができている。
6		悩みを相談できる人がいる、と思う小中学生の割合	小学4年生 85.9% 中学1年生 79.6%	小学4年生 90.0% 中学1年生 85.0%	子どもが、悩みを相談できる人がいると感じている。
7		悩みを相談できる人がいる、と思う若者の割合	後入れ	後入れ	若者が、悩みを相談できる人がいると感じている。
8		学校等とのヤングケアラーについて情報共有会議を開催した回数	0回	12回	ヤングケアラーを早期に把握する体制が整っている。
9	3 子どもが健やか育つ「こどもまんなか」の環境づくり	いごこちがいい、安心できる、ここにいたいという場所がある、と思う小中学生の割合	小学4年生 98.2% 中学1年生 96.9%	小学4年生 100.0% 中学1年生 100.0%	子どもが、心から安心していられる場所があると感じている。
10		いごこちがいい、安心できる、ここにいたいという場所がある、と思う若者の割合	後入れ	後入れ	若者が、心から安心していられる場所があると感じている。
11		今の生活が楽しい、と思う小中学生の割合	小学4年生 90.6% 中学1年生 91.8%	小学4年生 95.0% 中学1年生 95.0%	子どもが、今の生活を楽しいと感じている。
12		児童センター・児童館の利用児童における中高生の割合	6.9%	8.0%	児童館センター・児童館が中高生の居場所の一つとなっている。
13	4 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進	子育てを楽しんでいることのほうが多い、と感じる保護者の割合	69.4%	75.0%	保護者が、子育てを楽しんでいると感じている。
14		子育てについて相談できる人がいない、と感じる割合	11.4%	5.0%	保護者が、安心して子育てについて相談できる人がいる。
15		和光市は子育てしやすいところだ、と思う保護者の割合	35.8%	43.0%	保護者が、安心して子育てができている。
16		乳幼児健康診査の未受診率	3.3%	2.2%	子どもが健やかに成長できている。
17	5 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	和光市は子育てしやすいところだ、と思う保護者の割合(再掲)	35.8%	43.0%	保護者が、安心して子育てができている。
18		民間保育施設等に対する指導監査(実地指導)の実施率(1回/年)	100%	100.0%	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている。
19		園生活において、子どもが大切にされている、と感じる保護者の割合	87.6%	90.0%	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている。

第 3 章 基本方針

基本方針 1

こども・若者の意見の意見表明・参画

こどもは、一人一人が権利の主体であり、ともに社会をつくるパートナーです。こどもの自己肯定感の向上とより良い施策の実現には、こども・若者の意見を聴き、こどもと一緒に社会をつくるという文化が必要です。

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の視点に立ち、こども・若者が主体的に社会参画できる環境づくりを行うとともに、こども・若者の意見を尊重したまちづくりを推進します。

■基本方針 1 の成果指標■

指標の内容	目指す状態
市がこども・若者の意見を聴いて実施した市が実施する事業数	こども・若者とともに考え、市の事業を推進している。
まわりの人から認められている、と思う小中学生の割合	こどもの意見が日ごろから尊重されていると感じている。
和光市の事業や地域活動等に参加している若者の割合	若者が、地域での活動に力を発揮している。
将来の夢や希望を持っている、小中学生の割合	こどもが、将来に向かって夢や希望を持っていると感じている。

基本施策 1-1 こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり

(1) 課題

- 市の施策等においてこども・若者の意見を聴く機会が少ない現状です。
- こども・若者の地域での活動の場が少ないことや、市の施策等の認知度は、知る機会が少ないことなどから低くなっています。
- 市における若者の交流・活動の場が少ない現状です。
- こども・若者が、日常的に自分の意見や考えを聴いてもらっていると実感できることは、自己肯定感の向上や、社会参画の土台となります。こども・若者の意見を聴き、その結果をフィードバックすることが必要です。

(2) 意見



若者意見予定



(3) 方向性

- こども・若者が安心して意見を表明することができる場や機会をつくり、その意見を市政に反映し、その結果をこどもたちに分かりやすい形でフィードバックしていきます。
- こども・若者の意見を聞き、こども・若者と一緒に社会をつくるという文化を醸成します。
- 若者と社会をつなぐ取り組みや、地域の活動団体等との連携を行い、若者が自分らしく主体的に地域と関わることができる仕組みをつくります。(再掲)
- 市の合議体において若者を登用できる仕組みをつくり、地域への参加意欲がある若者を後押しする場や機会を充実させます。

(4) 主な取組

- ・ こども・若者参画のための体制づくり

事業名	事業概要	担当課
こども部会		子ども家庭支援課
ワークショップ		全課

- ・ 参画機会の確保

事業名	事業概要	担当課
選挙啓発	和光市民まつりや二十歳を祝う会において、選挙に関するクイズの出題や啓発品の配布を行い、選挙への関心や知識の向上を図ります。	選挙管理委員会事務局

施策 1-2 地域の中での若者の主体的な参画

(1) 課題

- 学齢期を終えたこどもは、行動範囲が広がり大きく環境が変化し、地域社会とのつながりが希薄化する傾向にあります。また、地域の中で若者が主体的に参画できる場が少なくなります。
- 市の施策等の関心度が低い傾向がみられることから、若者に届くより効果的な広報が必要です。
- ワーク・ライフ・バランスや働くことに対する価値観が多様化しています。働き方の多様な考えを受け止めた若者の自立支援や就労支援が必要です。
- 若者調査において、悩んでいることのひとつとして「仕事」「進学」「就職」が多い結果となりました。(仮)

(2) 意見



若者意見予定



(3) 方向性

- 若者と社会をつなぐ取り組みや、地域の活動団体等との連携を行い、若者が自分らしく主体的に地域と関わるができる仕組みをつくります。(再掲)
- 市の合議体において若者を登用できる仕組みをつくり、地域への参加意欲がある若者を後押しする場や機会を充実させます。(再掲)
- 若者に向けた市の施策や文化、イベント情報等をより効果的な手法で発信していきます。
- 次世代を担うこどもや若者のまなびの機会を充実し、若者を中心とした勤労者のスキルアップを図り、こども・若者の就労や生活の安定化を図ります。
- 和光市商工会等と連携し、こども・若者のチャレンジや創業の希望を叶える支援を図ります。
- ふるさとハローワーク等において、若者が気軽に就労相談を受ける相談体制を充実させ、若者一人一人にあった就労支援を継続的に実施します。

(4) 主な取組

- ・ こども・若者参画のための体制づくり

事業名	事業概要	担当課
こども部会 ※再掲		子ども家庭支援課

・若者の学びの場 自立に向けての支援

事業名	事業概要	担当課
成人式企画	新成人で構成する成人式実行委員会の企画・運営による式典を開催することで成人としての自覚を醸成する。も成人式実行委員会が企画・運営することで新成人の意見を取り入れた式典を開催していきます。	生涯学習課
青少年育成推進員会講習会の実施	青少年育成推進員に対し、青少年期のこどもの教育について、家庭教育でできることを学ぶための講習会を実施し、参加人数の増加を図ります。	スポーツ青少年課
和光市勤労青少年ホーム講座	市内の 35 歳以下の勤労者を主な対象として、就職に役立つスキルアップを目的とした講座や、勤労者の余暇の充実を目的としたカルチャー講座、勤労者の健康増進を目的とした講座を実施します。	産業支援課
和光市勤労福祉センター講座（アクシス）	市内在住・在勤の方を主な対象として、就職に役立つスキルアップを目的とした講座や、勤労者の余暇の充実を目的としたカルチャー講座、勤労者の健康増進を目的とした講座を実施します。	産業支援課
勤労感謝ウィーク・イベント	和光市勤労福祉センターの認知度を高めるとともに、勤労者とその家族等の余暇の充実、健康増進のために、勤労感謝の日に和光市勤労福祉センターにおいて、レクリエーションや健康増進を図る講座等を実施するイベントを開催します。	産業支援課

・若者のチャレンジへの支援

事業名	事業概要	担当課
創業セミナー	和光市商工会、日本政策金融公庫との共催により、起業を志す方や創業後間もない方を対象とした、資金繰り等の事業計画の立て方を中心とした創業セミナーを開催し、和光市でチャレンジしたいという創業者の機運向上を図ります。	産業支援課
インターンシップ実習	学生の専攻や職業選択に活かすための就業体験研修として、インターンシップ実習を実施し、多くの学生に実践的な就業体験の機会を提供します。	職員課

・若者への発信

事業名	事業概要	担当課
広報		秘書広報課

基本施策 1-3 多様な背景をもつ子ども・若者を受け止める地域づくり

(1) 課題

- 子ども・若者が抱える悩みは、友人関係、親子関係、将来の不安だけでなく、学校や家庭、性的嗜好、ジェンダーなど多岐にわたり多様化・複雑化しています。
- 生きづらさを感じる子ども・若者の中には、問題が複雑化していることもあり、本人だけでは解決が難しいケースもあります。
- 子どもがもつ多様な背景によらず、子どもの権利が保障されなければなりません。

(2) 意見



子ども・若者意見



(3) 方向性

- 子ども・若者が抱える悩みに、身近な地域が気づき、サポートにつなげられるネットワークづくりに取り組みます。
- 子ども・若者の多様な背景に応じて必要な支援が受けることができるような相談・支援体制を整えます。

(4) 主な取組

・多様な文化に対応する外国籍のこどもの支援

事業名	事業概要	担当課
外国籍の児童生徒への日本語学習支援	日本語の指導を必要とする帰国・外国籍児童生徒が在籍する小学校及び中学校に、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図るため、日本語指導員を配置します。	学校教育課

・こどもの相談の場の確保

事業名	事業概要	担当課
教育支援センターによる相談支援	学校及び関係機関との綿密な連携体制を構築し、教育支援センターにおいて、相談を希望する保護者や児童生徒、教職員等に対し、教育支援センターでの面談や電話相談、学校訪問等の対応を行います。	学校教育課

事業名	事業概要	担当課
学校教育相談	市内全ての小・中学校に設置している相談室において、小・中学校に教育相談員等、中学校にはさわやか相談員を配置し児童生徒の相談支援を行います。さらにスクールカウンセラーの巡回相談を実施することにより小・中学校における相談体制の充実を図ります。スクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの派遣をはじめとする人材資源を活用し、学校の現状を十分に考慮した上で、効果的な支援体制の確保を図ります。	学校教育課
適応指導教室	長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、和光市教育支援センターの適応指導教室において、学習の援助等を行います。本人の様子や状況等に関して、該当校の管理職及び担任等と適応指導担当が情報共有を密に行って学校に復帰することを目指します。	学校教育課
学童、児童センター・児童館等による相談支援の強化	相談窓口の可視化や子育て世代包括支援センター等と連携し、利用する児童の状況を観察、把握するとともに、保護者からの子育てに関する相談等にも対応し、児童及び保護者の心理的負担軽減の支援を行います。継続的に児童の相談に乗れるように相談内容は記録をし、見守りを続けています。気になる事項があった場合には、適宜速やかに関係機関に情報を提供するなど適切な対応を図ります。今後とも児童自身が相談しやすい関係づくりや環境づくりに引き続き努めていきます。	保育施設課

・学びの場の確保

事業名	事業概要	担当課
学習支援	生活困窮世帯の小学4年～6年生の児童・中学1年～3年生の生徒に対し、学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援します。	地域共生推進課

基本方針 2

子どもを守るセーフティネットの強化・支援

市はこれまでも、子どもの権利が保障され、子どもの最善の利益が保障された権利擁護の取り組みを推進してきました。

一方で社会において、核家族の増加に代表される世帯構造の変化や、地域のつながりの希薄化等に伴う、子ども・若者の孤独・孤立や、ヤングケアラーの存在が顕在化しています。また、市の児童虐待通報件数は令和5年度（2023年度）に117件にのぼり、コロナ禍以降も新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻らずに、複雑・困難なケースも増加しています。

いじめや不登校、ひきこもり、子どもの貧困など、困難な状況におかれる子ども・若者も増加しています。

将来を担うすべての子ども・若者が生きづらさを感じることなく、幸せを感じられるまちづくりを推進するとともに、事故や犯罪等の危険から子ども・若者の命と権利を守るため、あらゆるセーフティネットの強化と支援を講じます。

■基本方針2の成果指標■

指標の内容	目指す状態
和光市はくらしやすい、 と感じる小中学生の割合	子どもが、安心してくらす ことができている。
悩みを相談できる人がいる、 と思う小中学生の割合	子どもが、悩みを相談できる 人がいると感じている。
悩みを相談できる人がいる、 と思う若者の割合	若者が、悩みを相談できる人 がいると感じている。

学校等とのヤングケアラーについて情報共有会議を開催した回数	ヤングケアラーを早期に把握する体制が整っている。
-------------------------------	--------------------------

基本施策 2-1 困難を抱えた子どもへの支援

(1) 課題

- 虐待通報件数はコロナ禍以降増加し、コロナ収束以降も以前の数値に戻っていません。
- いじめや、ひきこもり、不登校、虐待、ヤングケアラー、貧困など、子どもがおかれる困難な状況は多様化しています。
- ヤングケアラーの実態把握が難しく、ヤングケアラーの早期発見と支援が必要です。
- ひとり親家庭の子どもは、経済的な理由で学習環境に課題を抱えていることがあります。

(2) 意見



いじめの問題に、もっと取り組んでほしいです。

みんなが手をつないで仲良く暮らせるまちになるといいです。



子どもが不登校になってしまったのですが、和光市にはフリースクールがなく困っています。フリースクールを整備してほしいです。(保護者)



小学生の子どもが不登校を経験し、現在は市外のフリースクールに通っています。最も大変だった当時には、教育支援センターやスクールカウンセリングなど利用させていただき助かりました。学校に通えない子どもたちのために、学校の授業へのオンライン参加を認めていただきたいです。(保護者)

(3) 方向性

- いじめや引きこもり、不登校、虐待、ヤングケアラー、子どもの貧困など、子どもがおかれる困難な状況が多様化しており、早期に個々の困難に応じた適切な支援につなげます。
- 子どもが抱える様々な事情に関わらず、すべての子どもの権利が保障され子どもの最善の利益が保障されるため、学校や地域と連携したネットワークと支援体制を構築します。
- 生活困難を抱える子ども・若者自身が子どもの権利を認識し、安心して過ごせる支援を行います。また、支援につながっていない子ども・若者へのアウトリーチ型の支援を行います。

(4) 主な取組

- ・ 学びの場の確保

事業名	事業概要	担当課
学習支援 ※再掲	生活困窮世帯の小学4年～6年生の児童・中学1年～3年生の生徒に対し、学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援します。	地域共生推進課

・こどもへの支援の充実

事業名	事業概要	担当課
いじめ問題対策連絡協議会	「和光市子供のいじめ防止条例」に基づき、いじめの防止にかかる市と学校、事業者、各関係との連携を図り、早期発見・早期対応に向けての協議を行います。また、いじめを積極的に認知し、解決に向け具体的に対応していくために、教職員一人一人がいじめの定義を理解するとともに、保護者や地域への啓発活動に努めます。	学校教育課
ヤングケアラー支援	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを過度に日常的に行っている児童、いわゆるヤングケアラーについて、早期発見・早期支援を行います。ヤングケアラーの実態把握のための調査を行い、本市におけるヤングケアラーの実情を把握します。必要に応じて、子育て世帯訪問支援事業等を活用し、支援を行ってまいります。	子ども家庭支援課
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要な世帯に、専門性を持った支援員が訪問し、養育技能の向上等を目的とした継続的な支援を実施します。	子ども家庭支援課
児童育成支援拠点事業	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援、配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	子ども家庭支援課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭支援課

基本施策 2-2 こどもを守る地域づくり

(1) 課題

- 虐待を受けているこどもをはじめとする支援対象のこどもの早期発見、適切な支援が必要です。
- こどもが困難を抱えていることに自覚していないことや、プライバシー保護の観点から把握が難しいケースがあります。
- 困難を抱えているこどもが地域から孤立しないような支援体制が必要です。
- こども・若者を事故や犯罪から命を守る取組が必要です。
- こどもの非行防止と自立支援の取組が必要です。
- 大規模災害などの災害時の要配慮者としての「こども」としては、乳幼児が取り上げられるケースが多いですが、全てのこども・若者のこどもの権利が守られることが必要です。

(2) 意見



車と歩行者が完全に分かれていて安全に暮らせる町だといいです。(小学生)

和光市は過ごしやすいし、災害に強いと聞きました。(小学生)



歩道の整備が不十分な箇所があるため、こどもの安全のためにも改善していただきたいです。(保護者)

(3) 方向性

- こどもが夢や希望を持ちながら自分自身を大切に、健やかに成長することができるよう、こども・若者を事故や犯罪から命を守る取組を行います。
- 学校及び教育委員会がこれまで以上に連携し、こども・若者がライフステージを通して、切れ目ない支援を行い、地域の中で見守られ成長していけるような地域づくりを行います。
- こども・若者が安全に安心して地域で生活していくことができるよう、防犯体制の強化や、地域防災対策の充実等を図り、警察や市民団体等の関係機関や地域の方等と協働し、地域社会全体でこどもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。
- 大規模災害などの災害時においても、こどもの権利が保障された「こどもの居場所」が確保され、家庭や学校における日常的ケアに加え、地域と連携したこどもの未来や挑戦を支える環境づくりを提供します。

(4) 主な取組

- ・ こどもの心を守る取組

事業名	事業概要	担当課
自殺防止対策	市内小学生等に対し、夏休みの課題として“いのちの標語”の募集を行います。また、毎年9月に「和光市こころの健康づくり月間」、3月に「自殺対策強化月間（国指定）」を広報やSNS等で周知するとともに、3月は市内2箇所の図書館で自殺に特化した図書の配架を依頼します。その他にも学校及び教育委員会と連携して対策を検討します(小中学生向けゲートキーパー養成講座の実施や SOS の出し方教育等の合同開催等)。また市職員や相談員の研修を実施します。	健康支援課
学校教育における青少年健全育成の推進	各小・中学校において警察や関係機関と連携し、薬物乱用防止教室と非行防止教室を実施し、啓発を行ってまいります。中学校においては、ネットモラル講演会を行い、企業等から講師を招き、こどもの健全育成を図ります。特にネットモラル講演会では、多様化するネットトラブルの状況を鑑み、内容の見直しを行い、改善を図ってまいります	学校教育課
未成年の喫煙・飲酒防止対策等の推進	全世代対象として、市の各種イベントで喫煙・飲酒に関するポスター、リーフレットを配布します。また、成人式でも飲酒・喫煙に関するリーフレットを配布します。	健康支援課
青少年育成推進委員会 青少年をまもる店	「和光市青少年育成推進委員会」は、地域に青少年育成運動の趣旨を普及し望ましい環境づくりを促進する活動を行います。青少年の健全な成長を阻害し、非行のきっかけになる恐れのある商品を「売らない」「置かない」「買いにきたら注意を促す」について青少年をまもる店に協力してもらおう。また、青少年育成推進員が訪問し、青少年の購買状況や、地域の様子などの調査を行います。	スポーツ青少年課

・こどもを守る環境

事業名	事業概要	担当課
子育て支援施設等での AED の設置	子育て支援施設等に AED を設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	保育サポート課
保育施設等の耐震性の確保	旧基準の耐震施設について、耐震補強等を実施し、十分な耐震性を確保します。既存の保育施設において、設置運営事業者に対し、安心・安全な施設とする耐震性の確実な確保のために、定期的なメンテナンスや日々の施設の管理等の対応を、引き続き求めてまいります。	保育施設課
公園の安全確保	こどもの安全・安心を確保した遊び場となるよう、定期的な遊具点検や樹木の剪定等の維持管理を行います。	公園みどり課
道路環境整備の推進	毎年継続的に歩道の修繕を実施し、子育て家庭が安心して外出等ができるように、安全な歩道の整備を行います。	道路安全課
通学路の安全確保（スクールガードの育成等）	通学時の交通事故等の防止のため、スクールゾーンの設定や交通指導員の配置、スクールガード・リーダーの活用を行います。通学路の危険箇所を定期的に点検し、学校、関係機関と連携・情報を共有しながら、見守り体制を強化してまいります。	学校教育課

事業名	事業概要	担当課
地域住民による公園の見守り体制の整備	公園の魅力を高め、多くの地域住民が公園を利用することによって、自然と見守り体制ができるようにします。また公園利用における課題解消を図ります。	公園みどり課
デートDV防止セミナー	若年層に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが、男女間における暴力防止に有用であると考えられるため、中学生の生徒を対象にDV根絶に向けた意識の醸成を目指したセミナーを開催します。	企画人権課
消費生活センター事業	子ども達の消費者被害を防ぐために学校等への消費生活講座・講習会を行ったり、学校への注意喚起メールの配信、消費生活カレンダーの配布などの啓発活動を行います。	市民活動推進課

・災害に備える取組

事業名	事業概要	担当課
福祉避難所の指定	大規模災害発生時において、要配慮者の中でも特に指定避難所での生活に支障がある障害児等を受け入れるための福祉避難所を予め指定し、災害時においても子どもたちが安心して避難生活を送ることができる環境を整備します。そのための体制の整備、訓練の実施、備蓄品の確認等を行います。	障害福祉課,危機管理室,保育施設課,地域共生推進課
防災意識の向上に向けた取組の推進	教育・保育施設や子育て支援施設等に対し、より機動性のある現実的な非常災害対策を図るため、定期的な備蓄品の確認や避難マニュアルの見直し BOSAI フェアや地域防災訓練等の実施等を通じて防災意識の向上を促します。同時に研修等により職員等の危機管理意識の醸成を図ります。	危機管理室,保育施設課
教育・保育施設等に対する避難訓練等	教育・保育施設において、非常時に円滑な対応ができるよう、定期的に取り引き渡し訓練等を実施します。	保育サポート課

基本方針 3

こどもが健やか育つ「こどもまんなか」の環境づくり

「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもや若者が安心・安全に過ごすことのできる居場所の確保を推進するとともに、情操教育、社会教育を含めた心身の健やかな健康を支える取組を推進します。様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高めていきます。

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、こども・若者が全てのライフステージに応じて切れ目ない支援を行っていきます。

また、こどもの成長は家庭が基盤となることから、保護者や子育て当事者に対する情報提供・学習機会の確保を通じて、こどものより良い成長につなげます。

■基本方針 3 の成果指標■

指標の内容	目指す状態
いごこちがいい、安心できる、ここにいたいという場所がある小中学生の割合	こどもが、心から安心していられる場所があると感じている。
いごこちがいい、安心できる、ここにいたいという場所がある若者の割合	若者が、心から安心していられる場所があると感じている。
今の生活が楽しい、と思う小中学生の割合	こどもが、今の生活を楽しいと感じている。
児童センター・児童館の利用児童における中高生の割合	児童館センター・児童館が中高生の居場所の一つとなっている。

基本施策 3-1 こども・若者の居場所づくり

(1) 課題

- こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所となり得て、居場所は遊びや体験活動、オンライン空間等多様に存在し、どこを居場所と感じるかは、こども・若者本人が決めることで、居場所は日々変化しやすいものです。
- 多くのこどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながらか他者と関わり育つ大切な居場所の一つであり、一日の大半を過ごす場所として、居場所となっています。
- 小学生の放課後の居場所の一つである学童クラブとわこうっこクラブにおいては、待機児童の解消と児童の交流促進を図ってきましたが、今後は支援の質の向上を目指すことが必要です。
- こども・若者が、身近な地域において、それぞれのライフステージに応じた居場所を持つことができ、どこにも居場所がないこども・若者が生じないよう多様な居場所を持てるよう支援していくことが必要です。
- こどもが自由に外遊びし、ボール遊びができる環境が少なくなっています。

(2) 意見

学校や公園のトイレがきれいになると気持ちがいいです。(中学生)



大きい公園に、バスケットゴールを設置してほしいです。(中学生)

ボールを使える公園を増やしてください。(小学生)



皆で遊べるアスレチックやトランポリンがあるといいです。疲れたら休憩できる場所もあって、夏は水遊びができる、そんな場所があるといいです。(小学生)



無料で勉強ができるカフェがほしいです。(中学生)

和光にもっと大きい図書館があるといいです。家族や友達と一緒に来て沢山の本を読みたいです。(小学生)



Wi-Fi にコンセントがあって、勉強ができる場所がほしいです。また、カフェもあるといいです。(大学生)





長期休暇中や給食のない日にお昼を食べられることも食堂が欲しいです。
和光市の学童は希望すれば昼食の用意が要らず助かりますが、中学年以降になると学童には通いたがらなくなります。学童を辞めてしまうと、昼食用意の負担が増してしまいます。(保護者)

学童は学校の敷地内にあるといいです。(保護者)



(3) 方向性

- こども・若者の居場所をつくっていくために、こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともに居場所づくりを行っていきます。
- こどもの居場所の中には、こども食堂や学習支援、プレーパークのように市民活動団体が担い手となっているものもあるため、それぞれの役割と自主性を踏まえ、市はこうした活動に後方支援や協働していくほか、困難を抱えたこども・若者についてはより専門的で個別の高い支援がなされるよう連携していきます。
- こども・若者が身近な地域において居場所を持てるよう、生活の場として支援する学童クラブ、地域の大人が見守るわこうっこクラブや子ども教室、図書館、公民館、児童館、公園、勤労福祉センター等の市の施設において、こども・若者の成長に応じて選択ができるよう各種事業の質の充実を図ります。
- 若者の意見からは、Wi-Fi やコンセントが居場所として必要だという声もあり、若者が利用しやすい環境づくりをこども・若者とともに考えてつくっていきます。

(4) 主な取組

・こども若者が楽しめる居場所づくり

事業名	事業概要	担当課
一体型施設・一体的運営による学童クラブとわこうこクラブ等放課後対策事業の推進	放課後児童対策パッケージに基づき、待機児童の解消と児童の交流促進を図るため、市内の全小学校において、既存施設と一体型施設による学童クラブとわこうこクラブとの一体的な事業展開をする事業です。学童クラブとわこうこクラブが連携することで、児童の放課後の居場所、多種多様な体験機会を確保しています。	保育施設課,生涯学習課
学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	学童クラブの入所申請ができる児童は、市内の小学校に就学している児童、または市内に住所を有し、市外の小学校へ就学している児童となります。小学1年生から6年生まで、学童クラブの申請をすることができます。保護者が就労等により保育を必要とする場合に、放課後や長期休暇時において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。また、学童クラブの入所が待機となってしまった児童についても、わこうこクラブとの連携により、わこうこクラブ後に学童クラブに移動することで児童の居場所を確保する一体型事業について、土曜日の利用について検討します。	保育施設課
わこうこクラブ・子ども教室（放課後子供教室）	「わこうこクラブ」は小学校の余裕教室等を活用し、児童が教育活動サポーターの見守りの下、宿題・自主学习・室内遊び・外遊び等をして放課後等を安全に過ごす居場所を提供する事業です。また、地域の方々の参画を得て、こどもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「子ども教室」をわこうこクラブで定期的に開催しています。	生涯学習課
児童センター・児童館（再掲）	児童に対しスポーツイベント、農業体験、工作活動等を通じた運動と学習体験の場等健全な遊びの場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設を設置、運営しています。幅広い年齢が参加できる季節ごとのお祭りや多様なイベントを開催する機会を提供して四季を感じ、自然のサイクルを実感できるように工夫しています。今後は平日における就学児童等に対するイベントをより充実させて、より一層、児童の放課後の居場所を提供することを検討いたします。	保育施設課
図書館・公民館	公民館ロビー等をこどもたちの勉強や遊びのスペースとして提供します。また、図書館、公民館図書室において、こどもたちが図書に触れる機会を提供します。今後はより多くのこどもたちに図書館や公民館に足を運んでもらえるよう、広報やホームページによる周知や、小中学校との積極的な連携を図ります。	生涯学習課
総合体育館・アーバンアクア公園	児童・生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催するなど、指定管理者と連携して、各年代に対しての事業開催を検討します。	スポーツ青少年課
広沢複合施設の運営	指定管理者と連携し、スポーツ・レクリエーションの活動拠点として活用を促進します。 複合施設としての利点を生かし、児童センターのこども向けイベントとの連携や、民間入浴施設とのコラボ企画として健診受診勧奨や乳がん普及月間等のイベントを実施します。	資産戦略課,スポーツ青少年課,健康支援課,障害福祉課,保育施設課

事業名	事業概要	担当課
地域の公園等の遊び場の整備	各区画整理事業地域において新規公園を整備するとともに、既存の公園については、公園遊具の更新等の実施により、こどもの遊び場としての定着を図ります。今後とも子育てしやすい公園を目指し、市民等の意見を踏まえた公園整備を行います。	公園みどり課
プレーパーク事業	地域団体等と協働し、公園や児童センター・児童館等において、こどもの自由な発想による遊びを通じて、こどもの創造力、社会性及び健康的な発達を促す活動を実施します。木登りやたき火・水遊びなど、こどもが自由に遊ぶことができます。また、広沢複合施設内のぼうけん広場でもプレーパークを常設し、こどもの遊び場を提供しています。実施エリアの均衡を踏まえた公園等の活用により事業の充実を図り、市民に対する認知度の向上と定着化を引き続き推進します。	保育施設課
和光市勤労福祉センターアスレチックルーム開放	フィットネスバイクやトランポリン、卓球台を設置した和光市勤労福祉センターのアスレチックルームを無料開放し、誰でも気軽に利用できる運動環境を整えます。	産業支援課

基本施策 3-2 こどもの自主性と社会性を育む環境整備

(1) 課題

- 外遊びの機会が年齢とともに減少する傾向から、自由な発想による外遊びを通じて、こどもの創造力、社会性、発達を促す外遊びの機会の提供が必要です。
- 自然環境が減少し、こどもが自然体験を行う機会が減り、自然の中での多様な遊びや体験をする機会がなくなってきています。
- こどもが幼少期からスポーツや文化に親しむことは、こどもの多様な経験と自己肯定感の向上に繋がります。

(2) 意見



学校でお金についての授業をしてほしいです。(中学生)

地域の方と交流する機会（保育園、幼稚園、学校などで地域の方と協力して何かするイベントなど）がもっとあれば、ぜひ参加してみたいです。(保護者)



(3) 施策の方向性

- こどもたちが身近な場所で多様な体験ができるよう、こどもの居場所の一つである図書館、公民館、児童館等で体験活動や学習機会の提供を行っていきます。
- 親子や多世代で参加できるスポーツイベントの実施や、スポーツに参加できる機会の充実を図ります。
- こどもの権利保障や人権問題など、こどもの権利を学ぶ機会をつくります。
- こどもや若者のもつ生命力や柔軟な発想力を伸ばしながら、自主性や社会性を育むために、市の事業や地域において体験活動や学習機会の充実を図ります。
- 様々な体験を通じて次世代の担い手を育成し、地域での活動が世代を通じて継続・循環していくしくみの構築を図ります。

(4) 主な取組

- ・ こどもの育ちを支援する取組

事業名	事業概要	担当課
子育て活動推進事業費補助金	子育て活動支援を行っている団体の事業について、審査の上、補助を行います。今後より効果的な補助事業としていくため、見直しを検討していきます。	子ども家庭支援課

事業名	事業概要	担当課
図書館でのこども向け事業	図書館において、ブックスタート事業、あかちゃんと楽しむ絵本とわらべうた、赤ちゃんタイム、絵本とおはなしの会、こどもの科学、ぶつくわーど、ワンダークラブなど、乳幼児期から本と接する機会を作るとともに、ビブリオバトル、YA 講座など、中高生参加事業も実施します。毎年度事業計画を検討し、各種事業を実施していきます。	生涯学習課
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた制度です。保護者の就労状況にかかわらず、0歳6か月から満3歳未満までのこどもを保育所等に預けることができます。利用できる月一定時間の預ける上限時間が設けられています。	保育サポート課
あそぼう会	保育園の園庭を開放し、日常の保育を通じて子育て家庭への支援を図るほか、保護者同士の交流などを行います。子育て家庭に対して保育の様子を見学する機会や遊び場を提供するとともに、保育士が専門家として、子育てに関する相談や助言等、必要な支援を行います。	保育サポート課
生涯学習機会の提供	市内の国の機関や民間企業の協力を得て、子ども大学わこうや子ども科学教室等の生涯学習事業を実施します。 公民館において、こども向けの講座や教室を実施します。また、小中学校の長期休業期間に合わせて自習室を開放し、こどもたちに勉強の機会を提供します。今後も講座等参加者へのアンケート実施によりニーズを把握し、それぞれの公民館の地域特性を活かした参加型・体験型の魅力ある講座等を企画します。	生涯学習課
青少年健全育成事業	青少年育成和光市民会議において、夏季スポーツ大会やたこあげ大会、かるた大会など、こどもたちが親や地域の方、友人と交流を図るイベントを実施します。	スポーツ青少年課
青少年相談員協議会事業	青少年相談員協議会が青少年の健全な育成のため、小学1年生～小学6年生を対象に、学年や学校の異なる多様な仲間達と共に過ごし、様々な体験活動の機会を提供します。	スポーツ青少年課
親子でできるプログラムの充実	より多くの親子にスポーツに対して関心を抱いていただけるように、親子を対象としたプログラムの拡充を図ります。	スポーツ青少年課
清掃センター施設見学	市内小学校の4年生を対象とした、清掃センター施設見学を通して、地球環境保護及びリサイクル推進についての意識啓発を行うものです。	環境課
夏休みジャブジャブ大会	こどもたちに自然の大切さや生物の力強さなどに興味を持ってもらうため、地域の河川においてこども向け自然観察会（生物調査）を実施しています。	環境課
省エネコンテスト	家庭での地球温暖化対策として、日常生活で省エネルギーを意識し実践することを目的に、市内小学校の4年生を対象に省エネルギー	環境課

事業名	事業概要	担当課
	チェックブックに取り組んでもらい、顕著な取組成果を得た児童を表彰します。	
平和な未来を考える会	中学生を対象に日常生活の中で平和を感じながら、世界の現状に目を向け、戦争の悲惨さや平和の尊さを知り、平和なまちであり続けるために、何ができるか考えるきっかけを作るための講座を開催します。	企画人権課
人権教室	小学生を対象に様々な人権問題についてこどもたちと一緒に考えることを目的に人権教室を実施します。	企画人権課
観光農園推進事業	市民の農業への理解を醸成させるため、農業者や農地とじかに触れ合えるじゃがいも、トウモロコシの収穫体験を実施します。参加者の9割程が親子で参加しています。	産業支援課
職業体験	中学校で、勤労の尊さや生産することの喜びを体得するため、各事業所における職場体験や、多様な職種の方を招いての講演を行います。職業の体験活動の機会が確保できるよう、事業所等への働きかけを行います。	学校教育課
全国「水道週間」における南浄水場の施設見学	こどもの水と水道に関する理解を深めるため、毎年水道週間事業の一環として、市内小学4年生の児童や一般市民を対象に南浄水場施設見学を実施しています。内容は、浄水場施設内の見学の他、上総掘り等井戸の見学及び体験等を行っています。	水道施設課

基本施策 3-3 こどもの心と体を育む健康づくり

(1) 課題

- こころとからだ、性について正しい情報を入手できるよう周知啓発を図っていく必要があります。
- 自分自身の健康を管理して、健康的な生活習慣を身につけることが、健康を維持するだけでなく、よりすてきな人生をおくることにつながります。
- 小中学生へのアンケート調査結果からは、就寝時間が午後 10 時台が最も多く (33%)、午後 11 時以降が全体の 30%以上いる結果となっていることから、こどもの睡眠時間の低下が伺えます。
- 成人期における生活習慣病等の増加から、こども期からの「食」への関心・理解を深めることが必要です。

(2) 意見



アレルギーについて、正しい知識を早く得られるようにした方が良いと思います。アレルギーを予防するためにお肌をつるつるに保つことが大事だと、産んで早々に知る機会があるべきです。アレルギーを予防するために、どの時期からどの食品をどのような形でどのくらいの量とどのくらいの増加ペースで摂取させていくべきか詳しく知る機会がほしいです。



(3) 方向性

- 思春期の世代が自分のからだや性の悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利について正しい知識を持つため、
- ダクティブ・ヘルス/ライツの理解を図ります。
- 将来の妊娠を考えながら、男女が自分たちの生活や健康に向き合うプレコンセプションケアの推進を図ります。
- こどもの基本的な生活習慣の自立を支え、心と体と健康の正しい知識を持ち、自分を主体的に守ることができるようなこどもの健康づくりを推進します。
- 食に関する知識の普及啓発及び伝統的食文化の継承を行うため、保育所・認定こども園・幼稚園や学校等において、こどもや保護者に対して「食」への関心・理解を深める事業を実施し、こどもの将来につながる健康の基礎づくりの取組を進めます。

(4) 主な取組

・こどもの健康づくり

事業名	事業概要	担当課
保育園等における食に関する取組（こども向け／保護者向け）	保育施設に入所しているこどもに対し、日々の給食提供や食育活動を通して健やかな心と体を育めるよう支援するとともに、保育施設の取組を通じて保護者支援を行います。	保育サポート課
学校教育における食に関する取組（こども向け／保護者向け）	食育レシピ集のホームページ掲載、給食試食会や地産地消の推進、「早寝早起き朝ごはん」の国民運動の実施（啓発活動等）などによりこどもや保護者への食育に関する支援の充実を図ります。	学校教育課
栄養マネジメント	管理栄養士により、支援・配慮を要する児童及びその保護者に対し栄養指導計画を作成し、栄養指導及び調理支援を行います。	子ども家庭支援課
健康フェア	健康増進センターでの年 1 回の「健康フェア」の実施から、他部署や民間企業、食育コンソーシアムとコラボする「わこうおとどけ健康フェア」へ実施形態を変更し、こどもの健康づくりの趣旨普及を図ります。あわせてヘルスサポーターの協力を仰ぎ、多世代間の交流を図ります。	健康支援課
食育講座	食育推進コンソーシアムの取組として、和光市食育推進計画の「ライフステージ及び健康度に応じた食育の推進」に基づき、食育コンソーシアム構成員と協働で保護者とそのこどもに対して食育講座を実施し、食習慣の基礎や食べる機能の発達、味覚形成に大きく影響する子育て家庭に対し、食の助言・支援を行い、将来的な健康の基盤づくりの取組を進めます。また、夏休み期間中に健康増進センターで、地産地消や伝統的食文化の継承、栄養バランス等の食育講座を開催します。	健康支援課
公民館での食に関する取組	公民館において、親子料理教室等の食に関する取組を行います。今後とも多くの親子に参加してもらうため、市民ニーズの把握、開催時期の検討、PR の工夫を行います。	生涯学習課
友好都市「十日町産魚沼コシヒカリ」の給食使用	児童生徒に豊かな食を提供し、友好都市への理解を深めるため、毎年 10 月から新潟県十日町市のお米を数回程度市内小中学校の給食で使用します。	学校教育課
みどりの学校ファームによる栽培体験活動	生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、豊かな情操力や生きる力を身につけることを狙いとして、心身ともに発育段階にある児童や生徒が農業体験活動を実施し、植え付けから収穫までの複数の生育過程を学びます。今後とも農業者や地域住民の協力を得ながら、望ましい勤労観や職業観を育成し、各学校の特色を生かした体験活動を教育活動に位置付けます。	学校教育課

・若者の心と体の健康

事業名	事業概要	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	<p>【企画人権課】</p> <p>あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供を行います。</p>	企画人権課
プレコンセプションケア	<p>【健康支援課】</p> <p>プレコンセプションケアとは、WHO では「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義されています。</p> <p>健康支援課では、広い意味でのプレコンセプションケアとして、男女ともに若いうちから正しい知識を持ち、自分の心身の健康管理を行えるよう健康づくりの取組みを実施し、対象者に対し基本的な健康診断・がん検診等各種健(検)診の受診勧奨を行います。</p> <p>【ネウボラ課】</p> <p>母子保健の一環として、妊娠前に母親の健康を確認し、必要な予防接種や栄養補給、生活習慣の改善などを行うことで、健康な妊娠と出産をサポートします。妊婦健診費用の助成や栄養指導、生活習慣の改善に向けた指導等を行います。また、不妊検査費・不育症検査費の助成や不妊治療費の助成を行います。</p> <p>【学校教育課】</p> <p>保健の授業や特別活動の時間を通して、小・中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。</p>	健康支援課 ネウボラ課 学校教育課

基本方針 4

安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進 ～わこう版ネウボラの充実～

アンケート調査結果によると、およそ1割程度の保護者は「子育てに関する相談先はない」としています。子育ての負担感や孤立感の解消・軽減を目指し、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう、これまで行ってきた「わこう版ネウボラ」をさらに推進し、出産前から子育て期に至るまでの総合的な伴走型相談支援体制の充実を図ります。

市は、令和7年度（2025年度）に和光市総合こども家庭センターを開設します。和光市総合こども家庭センターは、子育て家庭に対する包括的な支援体制の中心として、医療・保健・福祉・教育等との有機的な連携体制を確立し、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもへの相談支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、個別支援計画の策定等を行うことにより、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援とこどもの健やかな成長を支えていく役割を有します。

また、障害のあるこども、医療的ケアが必要なこども、配慮を要するこどものいる家庭、外国籍のこども・子育て家庭等の多様なニーズを適切に把握し、必要に応じた支援を届けられるよう、サポート体制の充実を図ります。

■基本方針4の成果指標■

指標の内容	目指す状態
子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合	保護者が、子育てを楽しんでいると感じている。
子育てについて相談できる人がいないと感じる割合	保護者が、安心して子育てについて相談できる人がいる。
和光市は子育てしやすいところだ、と思う保護者の割合	保護者が、安心して子育てができている。

乳幼児健康診査の未受診率

こどもが健やかに成長でき
ている。

基本施策 4-1 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化

(1) 課題

- 市内に産院施設が少なく市外での出産が多いため、周辺自治体との医療連携体制や、里帰り出産先との情報連携の強化が必要です。
- コロナ禍を経て、友人とのつながりやコミュニティの希薄化が追い打ちをかけ、子育て家庭の相談先が配偶者やパートナー、家族や親族が多く、妊娠から子育てまでが家庭内で行われている現状があります。
- 妊娠期からのつながる機会が少ないことや、特に孤立化しやすい0歳児を育てる家庭への見守りや、孤立防止に向けた取り組みを強化する必要があります。
- 出産年齢の高齢化や、妊娠・出産や子育ての孤立化に対するサポートのための産後ケア事業は、需要が増加しているため、ニーズに合ったサービス内容や利用枠の確保等の検討が必要です。
- アンケート結果では、妊娠期や子育て家庭の保護者から、各施設でのイベント周知のデジタル化、相談のオンライン化や、各種手続きのオンライン化の声が多くありました。
- 母子に対して、妊婦検診や乳幼児健康診査等に基づき、個別の栄養マネジメントを実施し、母子の栄養リスクの軽減を図ります。

(2) 意見



子育ての相談などをたまに利用しますが、2ヶ月先の予約しかとれないので、すぐに相談したいときに不便です。早く相談できる場所、窓口を増やしてほしいです。

心の不調がある時に相談できる場所を知りたいです。それから、親が体調不良でこどもの面倒をみるのがつらいときに、預けられる場所があると助かります。



(3) 方向性

- 令和9年度（2027年度）に市の子育て支援拠点を母子保健とこども福祉の機能を併せ持った「(仮称) 地域こども家庭センター」に移行します。
- 妊娠・出産・子育て等に関する切れ目のない支援を行い、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう「わこう版ネウボラ」をさらに推進していきます。
- 妊娠期から地域につながりながら、身近な場所において、子育ての不安な気持ちや悩みを相談し、支える場所を整え、安心して出産や子育てを迎えることができる機会や場を充実

させることが急務であり、こどもと子育て家庭の居場所であり身近な拠点の「(仮称) 地域こども家庭センター」の充実と、伴走型相談支援の強化を図ります。

- 妊娠期から子育て期の全ての保護者が、いつでもどこでも気軽に情報を得ることができるデジタル化・オンライン化の環境を整え、必要な支援が必要な人に届くようなプッシュ型の子育ての情報提供に取り組んでいきます。また、各種申請手続きや相談支援をオンライン化するなど、利便性の向上を図ります。

(4) 主な取組

- ・母子保健事業と子育て支援による伴走型支援

事業名	事業概要	担当課
利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	令和8年度までは、子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整等を行います。（母子保健ケアマネジャーのいるセンターは母子健康手帳も交付します） 令和9年度からは、母子保健とこども福祉の機能を併せ持った（仮称）地域こども家庭センターに移行します。	ネウボラ課, 子ども家庭支援課
母子健康手帳の交付		ネウボラ課
妊婦健康診査助成	母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。医療機関と連携し、必要な方へは早期介入し、支援へ繋がります。妊婦が受診しやすい環境を整えるため、助成内容について適宜見直しします。	ネウボラ課
産前・産後サポート事業	市内の子育て世代包括支援センター等において、保健師や助産師等が、産前のプレバママ教室や産後の新米ママ学級、赤ちゃん教室などの集団を対象とした子育て講座を子育て家庭の孤立の予防、親育ち支援のため継続して定期的実施します。	ネウボラ課
産前・産後ケア事業		ネウボラ課
妊婦のための支援給付		ネウボラ課

事業名	事業概要	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	母体の状況や乳児の発育等、出産後の課題を把握するために助産師又は保健師等が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、心身の状況及び養育環境などの確認を行い、相談・助言その他の支援を行います。必要な場合は早期介入し、支援へ繋がります。また児童虐待の予防につなげます。	ネウボラ課
乳幼児健康診査(4か月・10か月・1歳6か月・3歳4か月・5歳)	乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図り、同時に発育発達のスクリーニングの精度を高めます。健康増進センターで行う集団健康診査では、各種教室(離乳食教室、歯磨き教室、フッ素塗布等)を実施しています。 また、特別な理由のある場合は個別医療機関での健康診査が受けられます。(要相談)	ネウボラ課
乳幼児健診時栄養教室	乳幼児健康診査時、管理栄養士による離乳食教室や、幼児食に関する教室や相談を実施します。	ネウボラ課
乳幼児健診時むし歯予防教室	乳幼児健康診査時、歯科衛生士によるむし歯を予防するための教室を実施します。	ネウボラ課
乳幼児健診後の経過観察教室		ネウボラ課
乳幼児発育発達における各種相談事業		ネウボラ課
予防接種事業	被接種者(生後2か月から20歳まで)が医療機関で予防接種ができるよう、接種時期が近づいたら接種勧奨通知を自宅に送付(外国人の方には、必要に応じて外国語版の予診票を送付)します。被接種者の保護者を対象に予防接種に関する相談を電話・来所にて実施します。里帰り等で県外に滞在する方が県外で予防接種を実施できるよう、希望者の申請に基づき、依頼書を発行、償還払いを実施します。新規追加された定期予防接種の周知を行い、接種率の低い予防接種について、個別通知や行事等での周知を強化します。	健康支援課
乳児相談	地域子育て支援拠点において乳児の身体計測を行い、月齢に合わせた保健指導を栄養士・保健師・助産師等が行い、育児や離乳食等の相談を通じて乳児の健やかな成長を支援します。	ネウボラ課
子育てサポート相談	心理士と連携を図り、子育てに悩みを抱える保護者を対象に、心理士による相談・助言を行い、子育ての不安に寄り添います。	ネウボラ課
栄養相談	相談の実施について、市ホームページなどで周知しながら親子の栄養に関する相談を電話・来所にて実施します。	健康支援課
ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	生後57日から12歳までのこどものいる家庭において、子育ての手助けをして欲しい人(依頼会員)と手助けできる人(協力会員)による、地域における相互援助活動を実施します。	ネウボラ課
緊急サポート・センター事業	小学校卒業前までの児童について、病児や病後児、緊急時や宿泊を伴う預かりを実施します。地域互助により育児負担の軽減を図ります。	ネウボラ課

事業名	事業概要	担当課
ホームスタート（家庭訪問型子育て支援事業）	研修を受けた地域の子育て経験者が家庭訪問等をし、「傾聴」と「協働」により、育児不安の軽減を図ります。	ネウボラ課
つながり事業（令和8年度まで）		
地域子育て支援拠点事業	令和8年度までは、子育て世代包括支援センターにおいて、地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育ての相談支援を行い、幼児サークルや子育て講座を通じて仲間づくり等や親子の交流を支援します。 また、産前産後サポート事業（集団）も各拠点にて定期的実施します。 令和9年度からは、母子保健とこども福祉の機能を併せ持った（仮称）地域こども家庭センターに移行します。	ネウボラ課
児童センター・児童館	幼児サークルや親子製作などの親子がふれあう事業の実施を通じて、子育て中の保護者間の交流を支援します。また、保護者同士の交流を促進する事業や保護者のリフレッシュのためのイベントなど、様々なイベントに取り組んでいます。併せて必要に応じて子育て世代包括支援センター等と連携する相談機能をそなえた事業の充実を図ります。 和光市総合児童センターが令和3年12月にオープンし、新たな居場所として定着化を図っています。	保育施設課

・家庭支援事業

事業名	事業概要	担当課
児童育成支援拠点事業 ※再掲	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援、配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	子ども家庭支援課
子育て世帯訪問支援事業 ※再掲	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭支援課
養育支援訪問事業 ※再掲	児童の養育について支援が必要な世帯に、専門性を持った支援員が訪問し、養育技能の向上等を目的とした継続的な支援を実施します。	子ども家庭支援課
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。	子ども家庭支援課

基本施策 4-2 多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化

(1) 課題

- 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこども、配慮を要するこどものいる家庭、ヤングケアラー、外国籍のこども・子育て家庭等の家庭など必要な支援ニーズが多様化しているほか、複合的な課題を抱えた家庭も増えています。
- 市の虐待通報件数はコロナ禍を経て大きく増加し、新型コロナウイルス感染症が収束して以降もコロナ禍以前の件数に戻ることなく推移しています。
- こどもの発達に関する相談支援や、障害児や医療的ケア児の支援サービスの充実を求める声があります。

(2) 意見



困っている人の手助けがしたいです。
優しさでつながるまちになるといいな。

発達障害児とその家族にとっても過ごしやすい環境にしてほしいです。



こどもに障害があり、毎日困難でパニックやかんしゃく、荒れたり暴れたりなどあるなか、周りのママ友や友人、先生、支援員さんなどのおかげで毎日頑張っています。
何かしら障害児を育てる家庭の支えになるサポートなど、今後きちんとしたものができるとうれしいと思います。

(3) 方向性

- 多様なニーズを有する子育て家庭と信頼関係を構築し、育児不安や負担感、孤立感等を軽減させ、安心してらせるよう包括的な相談支援体制の強化を図ります。
- 複合的な課題を抱える家庭では、その家庭の課題に合わせて、チームで支援を行うことが必要になるケースもあるため、和光市総合こども家庭センターでは一体的な運営と関係機関等と連携により、必要な支援や情報連携ができる体制を強化します。
- オンラインを活用した相談支援の充実や、アウトリーチ型の支援を強化します。

(4) 主な取組

- ・安心して医療にかかれる取組

事業名	事業概要	担当課
早期不妊・不育症検査費 助成・不妊治療費助成		ネウボラ課

・ひとり親への支援

事業名	事業概要	担当課
ひとり親家庭等への支援	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子ども自身へのサポートなど総合的な自立支援を進めます。併せて離婚後の親子の絆のために、養育費や親子交流についての支援充実を図ります。	ネウボラ課
面会交流・養育費		ネウボラ課
自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練給付金		ネウボラ課

・障害児・医療的ケア児の支援

事業名	事業概要	担当課
障害児への支援	障害児への支援は児童福祉法に定める障害児福祉計画を包含した和光市障害福祉計画に基づき、各種事業を展開します。具体的には、手帳交付、手当・医療費の案内・手続きのほか、必要な障害福祉サービスの調整、支援などを行います。また、障害児の成長に合わせて障害福祉サービスの見直しを行い、当該障害児が真に必要なとする障害福祉サービスを利用できるように支援を行います。	障害福祉課
障害児保育	障害児保育を担う人材の確保とともに研修等による人材の育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整え、障害を持つ児童、持たない児童が共に集団生活を送ることにより、双方の心身の健全な成長発達が促進され、健やかに育ち行くよう、一人一人の状況に配慮し保育を実施します。	保育サポート課
医療的ケア児への支援	クローバーグループ・にじいろの会	ネウボラ課 子ども家庭支援課
医療的ケア児保育	保育施設において、児童の必要とする医療的ケアを実施し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら、保育の提供を行います。	保育サポート課

・外国籍のこどもの支援

事業名	事業概要	担当課
外国籍の子ども・子育て家庭への支援	言語や文化の違いにより生じる生活課題について、当該家庭に必要な情報を提供するため、各種申請等について、英語版の申請書を用意するほか、外国語対応が必要な家庭には、窓口及び乳幼児健診等の事業に参加する際に職員やボランティアの協力により対応します。	ネウボラ課, 保育サポート課, 保育施設課

・こどもの貧困に対する支援

事業名	事業概要	担当課
生活困窮世帯への支援	経済面だけでなく、健康や家庭、生活面などにも課題を抱える生活困窮世帯の自立を支援するため、和光市生活困窮者自立支援計画に定める各事業を実施します。	子ども家庭支援課

・こどもを支える体制づくり

事業名	事業概要	担当課
要保護児童対策地域協議会	保護・支援を要する児童について、必要な措置・支援を講じます。支援方針については要保護児童対策地域協議会の中で関係機関を交え協議を行います。	子ども家庭支援課

基本方針 5

子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実

コロナ禍を経て、テレワークの普及などにより働き方も多様化しています。

変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した教育・保育サービス等の提供が求められています。

また、共働き家庭が増加し、結婚・出産後も仕事を続ける人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であり、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進していく必要があります。

■基本方針5の成果指標■

指標の内容	目指す状態
和光市は子育てしやすいところだ、 と思う保護者の割合（再掲）	保護者が、安心して子育て ができている。
年に一度以上の研修を受けた保育士の割合	「保育の質」※確認

基本施策 5-1 自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上

(1) 課題

- これまで地域のつながりの中で得てきた子育ての方法や知識が、地域との関係性が希薄になり、子育て家庭の孤立化が進んでいます。
- 保護者の子育てへの学びの意欲は性別によらず高まっており、オンラインの活用など、保護者が学べる機会を充実させていく必要があります。
- 育児負担が依然として女性に集中している実態があり、父親の子育てへの参画意識をより高め、共育てを推進する必要があります。
- 競争社会等の社会情勢や家庭環境により、こどもが主体的に遊ぶことや好きなことができず、こどもの時間を拘束するこどもの権利が保障されない実態が出てきています。

(2) 意見



保育園の先生になるひとなどに補助金を出したり、部屋を貸し出したりすると思います。

プレパパママ教室の沐浴の動画を新しく作り直した方がいいと思います。録画している箇所を変える、明るさが特に見づらく感じました。



(3) 施策の方向性

- 乳幼児期の教育・保育の現場が質の維持・向上を図るとともに、子育てに悩む家庭におけるこどもと関わり方など家庭教育に必要な支援を行います。
- 父親の子育てへの参画意識や共に子育てを行う意識を早期より醸成し、母親も父親も共に子育てを楽しむ子育て力の向上を図ります。
- 乳幼児期からのこどもの発達や学びの連続性を重視し、意欲や自尊感情を高める取組を推進しながら、主体的で対話的な深い学びを目指す学校教育へと連携し、「こどもまんなか」のこどもの育ちと子育ての質の確保・向上を図ります。
- こどもが社会に羽ばたき生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学びに向かう力や豊かな人間性などの確かな力を身につける必要があります。特に、生活や遊びを通して行われる総合的な教育・保育により自己肯定感を育み、主体的・意欲的に関われるような環境を整えることが重要です。

(4) 主な取組

・教育・保育の質の確保

事業名	事業概要	担当課
保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上	市内保育施設間の知識・技術の共有・連携の橋渡しをするとともに、市内保育施設の巡回支援や、保育の質の向上のための研修や教材の研究、更には在園児以外のこども・家庭に対する事業の検討などを行います。	保育サポート課
子ども・子育て支援事業従事者の質の確保・向上	県や関係機関の実施する研修の受講を推進し、支援者一人一人のスキルアップを図るとともに、支援者同士の連携による質の向上に努めます。	ネウボラ課, 子ども家庭支援課
保育士等に対する研修	保育所保育指針に基づく保育の実践を図るため、講義や体験形式等様々な方法による研修を実施します。また、令和6年度に策定した和光市保育の質のガイドラインを活用し、保育施設、子育て家庭に対し、自己肯定感を育むこどもの育ちについての意識啓発を行います。	保育サポート課
幼・保・小連絡協議会	幼稚園・保育園・小学校が互いに連携し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園及び小学校の各児童との交流及び職員間の交流、保育課程・教育課程の編成及び支援・指導方法についての交流等を行います。こどもの実態に応じた接続期プログラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）となるように、内容の見直しを行いながら、効果的な活用を図ります。	学校教育課, 保育サポート課

基本施策 5-2 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

(1) 課題

- 障害児や医療的ケア児が教育・保育サービス等を受けることのできる環境の整備が必要です。
- こどもの病児・病後の預かりや、宿泊を伴うこどもの預かり、保護者の体調不良等で緊急に対応できる子育ての支援が必要です。
- 変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した教育・保育サービス等の提供が求められています。
- 子育て家庭が、いつでもどこでも情報を得ることができるような情報のデジタル化や、手続きのオンライン化が必要です。

(2) 意見



仕事が休めない時に病気になった場合、困るので病児保育の場所を増やしてほしいです。

1号認定の預かり保育をしっかりとって欲しいです。2年間、延長保育もできず、夏休みなどの長期休暇も預かってもらえず、負担が大きかったです。



(3) 施策の方向性

- 公設保育園において医療的ケア児の受け入れを実施します。また障害のあるこどもの保育の受け入れを引き続き実施していきます。
- 医療的ケア児は医療の進歩等により増加傾向にあるため、看護師等の担い手の確保や支援、研修や医療的ケア児等支援協議会等を通じた関係機関との連携や、支援の充実を図ります。
- 変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した教育・保育サービス等の提供が求められています。
- 保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対していつでもどこでも情報が入手できるような情報提供を行うとともに

に、日曜日・祝日・年末年始等の多様な保育サービスの提供体制について計画的な確保を図ります。

- 教育・保育施設等の申込手続きのオンライン化を推進していきます。

(2) 主な取組

- ・教育・保育等のサービス

事業名	事業概要	担当課
放課後児童支援員認定資格研修	埼玉県が主催する放課後児童支援員認定資格研修は、学童クラブで働く職員にとって重要な資格を取得するための研修です。学童クラブにおいて1支援単位に2名、最低限としては必ず1名は同研修の資格所持者を配置しなければならないという資格であるため、公設・民設を問わず、適切な運営・保育の質の向上のためにも、各事業者に対し受講の促進をします。	保育施設課
時間外保育	やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた認定区分の時間を超えて保育を必要とするこどもに対し、保育を提供します。また、時間外保育に従事する人材の確保を行うとともに、適切な利用料金の設定を行い、事業が円滑に実施できる環境を整えます。	保育サポート課
休日保育（一時預かり事業）	保護者が就労等により、休日に就学前児童を家庭で保育できない場合に、みなみ一時保育室でこどもを預かり、必要な保育を行います。（1日あたり10名）	保育サポート課
年末保育（一時預かり事業）	保護者が就労等により、年末の12月29日・12月30日（日曜日は実施なし）に就学前児童を家庭で保育できない場合に、いくら保育園でこどもを預かり、必要な保育を行います。（1日あたり10名）	保育サポート課
幼稚園の預かり保育（一時預かり事業）	幼稚園において、教育時間の前後や土曜日などに一時的な預かりを実施します。	保育サポート課
育成一時保育（一時預かり事業）	発達・発育の遅れに心配のあるこどもを持つ保護者の、家庭保育に伴う心理的・肉体的負担の軽減、リフレッシュのために、こどもを預かり、必要な保育を行います。	保育サポート課
病児・病後児保育（病児保育事業）	病児・病後児について、保護者が家庭で保育できない場合に、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。	保育サポート課
一時保育（一時預かり事業）	保護者の就労、通院、リフレッシュ等の理由で一時的に家庭で保育ができない場合に、こどもを預かり、必要な保育を行います。	保育サポート課
ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、短期的に児童養護施設等でこどもの養育・保護を行います。今後は既に実施をしている緊急サポート事業等による夜間、宿泊預かりのほかに、	ネウボラ課、子ども家庭支援課

事業名	事業概要	担当課
	ショートステイ・トワイライトステイ事業として、地域資源、地域人材等の活用による事業の展開を検討していきます。	
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）※再掲	生後 57 日から 12 歳までのこどものいる家庭において、子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と手助けできる人（協力会員）による、地域における相互援助活動を実施します。	ネウボラ課
緊急サポート・センター事業※再掲	小学校卒業前までの児童について、病児や病後児、緊急時や宿泊を伴う預かりを実施します。	ネウボラ課

・ 障害児・医療的ケア児の保育

事業名	事業概要	担当課
障害児保育※再掲	障害児保育を担う人材の確保とともに研修等による人材の育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整え、障害を持つ児童、持たない児童が共に集団生活を送ることにより、双方の心身の健全な成長発達が促進され、健やかに育ち行くよう、一人一人の状況に配慮し保育を実施します。	保育サポート課
医療的ケア児保育※再掲	保育施設において、児童の必要とする医療的ケアを実施し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら、保育の提供を行います。	保育サポート課

基本施策 5-3 教育・保育等の基盤整備計画（量の見込みと提供体制）

（1）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

本市では、第1期計画において教育・保育提供区域は、準中学校区を基本に「北エリア・中央エリア・南エリア」の3圏域を設定し、圏域ごとに地域の特性や課題に応じた多様なサービス提供を行ってきました。

本計画においてもこの考えを引き続き踏襲し、教育・保育提供区域を3圏域に設定します。

■和光市の教育・保育提供区域■



(2) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

共働き世帯の増加、核家族化の進展等、子ども及び子育てをとりまく環境は変化するなか、幼児期の教育・保育へのニーズは高まるとともに、そのニーズも多様化しています。

市では、こうしたニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園の認定こども園移行を推進してきました。

子ども自身の健やかな育ちを支援するとともに、子育て家庭の教育・保育ニーズに応えていくため、市内の事業者との協議を重ねながら、引き続き、教育・保育の一体的提供を行うとともに、教育・保育提供体制の確保及び質の向上を図ります。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たり、公正かつ適正な支給を行うとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を踏まえた給付を行います。

(4) 教育・保育の量の見込みと確保方策

保育所等の待機児童の解消に向け、保育の受け皿を支える保育人材の確保、施設設備に係る支援等を行いながら、教育・保育等における受入児童の提供体制を計画的に整備します。

また、子ども基点の考えに基づき、過剰過少な供給とならないよう毎年の教育・保育等の利用実績を踏まえ、かつ保護者のニーズ等に応じた多様な教育・保育サービス体制を確保します。

基盤整備にあたり、圏域を踏まえた整備が特に必要な特定教育・保育施設、特定地域型保育事業²等について、圏域ごとに量の見込みと提供体制を記載しています。

■事業の提供区域■

区分	区域
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育施設 (新制度移行幼稚園、保育所、認定こども園) ○ 特定地域型保育事業 (小規模保育事業、事業所内保育事業) ○ 認可外保育施設 ○ 新制度未移行幼稚園 ○ 幼稚園の預かり保育 ○ 市外施設等 (企業主導型保育事業) ○ 地域子ども・子育て支援事業 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 利用者支援事業、時間外保育事業、 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、 乳児家庭全戸訪問事業、 療育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業、 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、 病児保育事業等、子育て援助活動支援事業、妊婦健康診査 </div> 	3 圏域 北エリア 中央エリア 南エリア

² 市が給付の支給に係る施設および事業者と確認したものに「特定」と付記する。

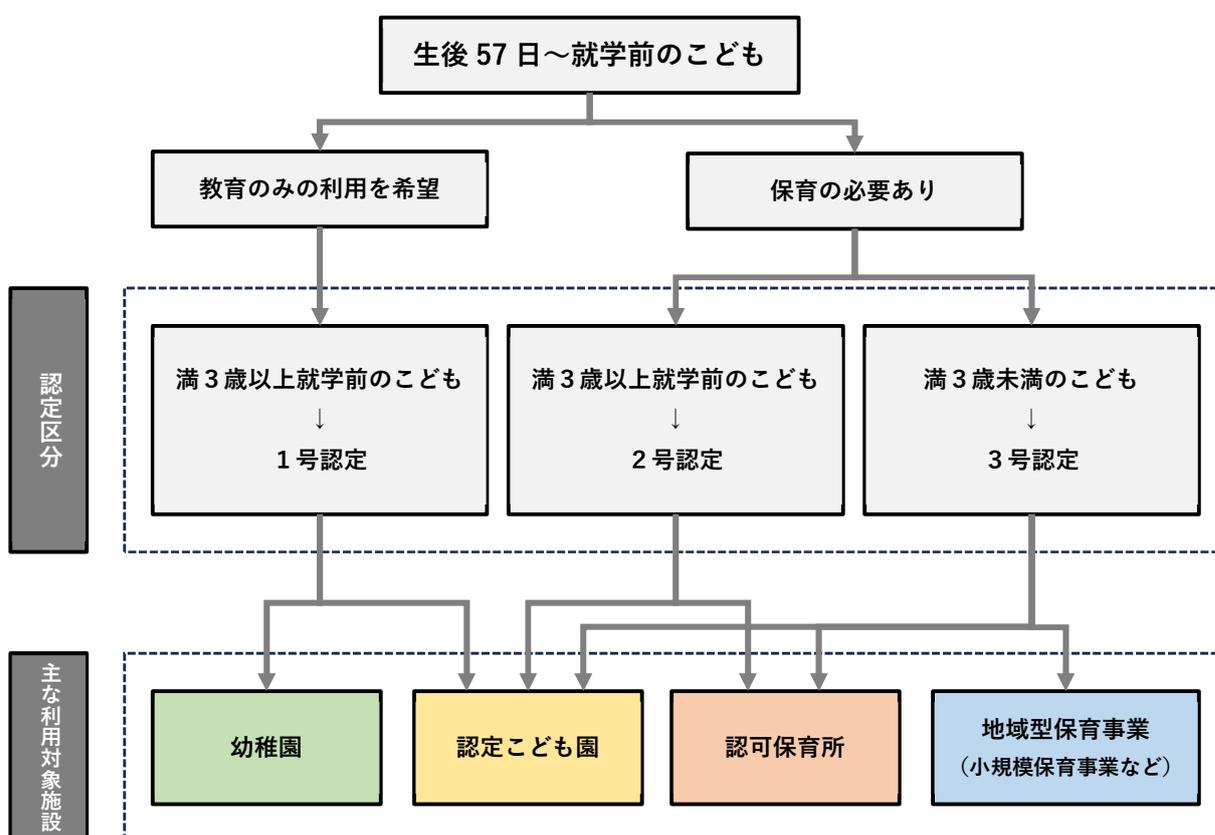
【量の見込み算出の考え方】

基盤整備にあたっては、0歳から5歳までの子どもの人口推計、教育・保育の利用実績、利用希望および地域の実情などを考慮して認定区分ごとに量の見込みを算出しています。

また、保護者が多様な教育・保育施設等の中から選択して、児童が教育・保育を受けられるよう、保護者の就労状況およびその変化のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況などを踏まえ、柔軟な子どもの受け入れにも配慮しながら必要利用定員総数を定め、教育・保育等の提供体制の確保に努めます。

認定区分は、1号、2号、3号の区分とし、より詳細に必要な人数を把握するため、2号認定では教育ニーズと保育ニーズに分け、3号認定では、地域の実態に合わせた保育を提供するため、0歳、1歳、2歳に分けています。

■ 3つの認定区分 ■



【利用者数の推移】

< 保育施設・地域型保育事業等 >

(単位：人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		2号		3号																	
		3-5歳	1歳	2歳	3歳																
利用者数																					
エリア別	北																				
	中央																				
	南																				

説明文を入れる。

< 教育施設 >

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数					

説明文を入れる。

(参考：令和6年11月1日現在の幼稚園利用者数と市内・市外の割合)

市内幼稚園：●●人 (●●%)

市外幼稚園：●●人 (●●%)

【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

	1号認定	2号認定		3号認定			
		教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	512	353	1,083	145	376	433
	②提供体制	725	359	1,026	221	423	465
	市内施設	725	359	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		-	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		157	-	-	-	-
市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-	
過不足(②-①)	213	6	-57	76	47	32	
令和8年度	①量の見込み	481	334	1,021	154	399	431
	②提供体制	725	347	1,026	221	423	465
	市内施設	725	347	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		-	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		145	-	-	-	-
市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-	
過不足(②-①)	244	13	5	67	24	34	
令和9年度	①量の見込み	473	328	994	155	411	455
	②提供体制	725	340	1,026	221	423	465
	市内施設	725	340	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		-	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		138	-	-	-	-
市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-	
過不足(②-①)	252	12	32	66	12	10	
令和10年度	①量の見込み	461	321	979	156	422	461
	②提供体制	725	336	1,026	221	423	465
	市内施設	725	336	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		-	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		134	-	-	-	-
市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-	
過不足(②-①)	264	15	47	65	1	4	
令和11年度	①量の見込み	469	327	996	147	416	471
	②提供体制	725	341	1,026	221	423	465
	市内施設	725	341	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		-	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		139	-	-	-	-
市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-	
過不足(②-①)	256	14	30	74	7	-6	

【今後の方向性】

説明文入れる

【エリア別の量の見込みと提供体制】

(単位：人)

【北エリア】		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7年度	①量の見込み	224	171	524	66	177	212
	②提供体制	420	171	457	117	179	205
	市内施設	420	171	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		111	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-
過不足 (②-①)	196	0	-67	51	2	-7	
令和 8年度	①量の見込み	210	160	491	67	197	192
	②提供体制	420	160	457	117	179	205
	市内施設	420	160	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		100	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-
過不足 (②-①)	210	0	-34	50	-18	13	
令和 9年度	①量の見込み	201	154	471	68	200	213
	②提供体制	420	154	457	117	179	205
	市内施設	420	154	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		94	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-
過不足 (②-①)	219	0	-14	49	-21	-8	
令和 10年度	①量の見込み	193	147	451	69	202	216
	②提供体制	420	147	457	117	179	205
	市内施設	420	147	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		87	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-
過不足 (②-①)	227	0	6	48	-23	-11	
令和 11年度	①量の見込み	194	148	454	69	205	219
	②提供体制	420	148	457	117	179	205
	市内施設	420	148	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		88	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-
過不足 (②-①)	226	0	3	48	-26	-14	

【備考】

(単位：人)

【中央エリア】		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の 利用希望 が 強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7年度	①量の見込み	190	88	315	37	112	124
	②提供体制	80	94	374	69	154	168
	市内施設	80	94	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設			40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園						
	上記以外						
	市内居住児童の市外施設利用						
	過不足 (②-①)	-110	6	59	32	42	44
令和 8年度	①量の見込み	174	81	288	37	110	136
	②提供体制	80	94	374	69	154	168
	市内施設	80	94	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設			40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園						
	上記以外						
	市内居住児童の市外施設利用						
	過不足 (②-①)	-94	13	86	32	44	32
令和 9年度	①量の見込み	176	82	291	37	109	134
	②提供体制	80	94	374	69	154	168
	市内施設	80	94	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設			40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園						
	上記以外						
	市内居住児童の市外施設利用						
	過不足 (②-①)	-96	12	83	32	45	34
令和 10年度	①量の見込み	170	79	281	37	110	133
	②提供体制	80	94	374	69	154	168
	市内施設	80	94	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設			40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園						
	上記以外						
	市内居住児童の市外施設利用						
	過不足 (②-①)	-90	15	93	32	44	35
令和 11年度	①量の見込み	173	81	287	38	110	134
	②提供体制	80	94	374	69	154	168
	市内施設	80	94	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設			40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園						
	上記以外						
	市内居住児童の市外施設利用						
	過不足 (②-①)	-93	13	87	31	44	34
【備考】							

(単位：人)

【南エリア】		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	①量の見込み	98	94	244	42	87	97
	②提供体制	225	94	195	35	90	92
	市内施設	225	94	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園						
	上記以外		46	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用		-	-	-	-	-
過不足(②-①)	127	0	-49	-7	3	-5	
令和8年度	①量の見込み	97	93	242	50	92	103
	②提供体制	225	93	195	35	90	92
	市内施設	225	93	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園						
	上記以外		45	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用		-	-	-	-	-
過不足(②-①)	128	0	-47	-15	-2	-11	
令和9年度	①量の見込み	96	92	232	50	102	108
	②提供体制	225	92	195	35	90	92
	市内施設	225	92	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園						
	上記以外		44	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用		-	-	-	-	-
過不足(②-①)	129	0	-37	-15	-12	-16	
令和10年度	①量の見込み	98	95	247	50	110	112
	②提供体制	225	95	195	35	90	92
	市内施設	225	95	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園						
	上記以外		47	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用		-	-	-	-	-
過不足(②-①)	127	0	-52	-15	-20	-20	
令和11年度	①量の見込み	102	98	255	40	101	118
	②提供体制	225	99	195	35	90	92
	市内施設	225	99	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園						
	上記以外		51	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用		-	-	-	-	-
過不足(②-①)	123	1	-60	-5	-11	-26	

【備考】

(5) 地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

【事業概要】

本市においては、各日常生活圏域において子育て世代包括支援センターを整備し、地域における拠点において、妊娠・出産期から子育て期まで継続して支援を行う体制を構築しています。利用者支援事業についても、各拠点に専門的支援員を配置し、地域で相談・支援を継続いたします。本市において実施している利用者支援事業は以下の2種類となります。

基本型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、子育て支援ケアマネジャーが身近な場所で相談を受け、情報提供、助言等の必要な支援を行うと共に、必要なサービス調整や関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等に対応するため、助産師等による母子保健ケアマネジャーが専門的な見地から相談支援等を行い、その状況を把握し、母子保健及び子育て支援サービス等の情報提供、サービス調整、助言等の必要な支援を行う事業です。母子保健ケアマネジャーが配置されている拠点においては母子健康手帳の交付を行っており、妊娠初期の母子健康手帳交付時から継続的な相談・支援を実施しています。

【現状】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施数					
基本型・特定型のみ					
母子保健型のみ					
基本型・母子保健型両方					

説明文を入れる。

【量の見込みと確保方策】

(単位：箇所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み					
	確保方策					
特定型	量の見込み					
	確保方策					
こども家庭センター型	量の見込み	1	1	－	－	－
	確保方策	1	1	－	－	－
地域子育て相談機関	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4

【今後の方向性】

説明文を入れる。

② 時間外保育事業

【事業概要】

やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた利用時間を超えて保育を必要とする子どもに対し提供する保育です。地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、国・県・市が一部費用を負担します。

【現状】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数					

説明文を入れる。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257
確保方策	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257

【今後の方向性】

説明文を入れる。

③ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

小学校に就学している児童が、保護者の就労等により昼間家庭にいない放課後や長期休業時において保育を必要とする場合に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。公設学童クラブ 13 か所と民設学童クラブ 2 か所、合計 15 か所で学童クラブを展開しています。

【現状】

（単位：人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
提供体制（定員）					
利用希望者数					
待機児童数					

説明文を入れる。

【量の見込みと確保方策】

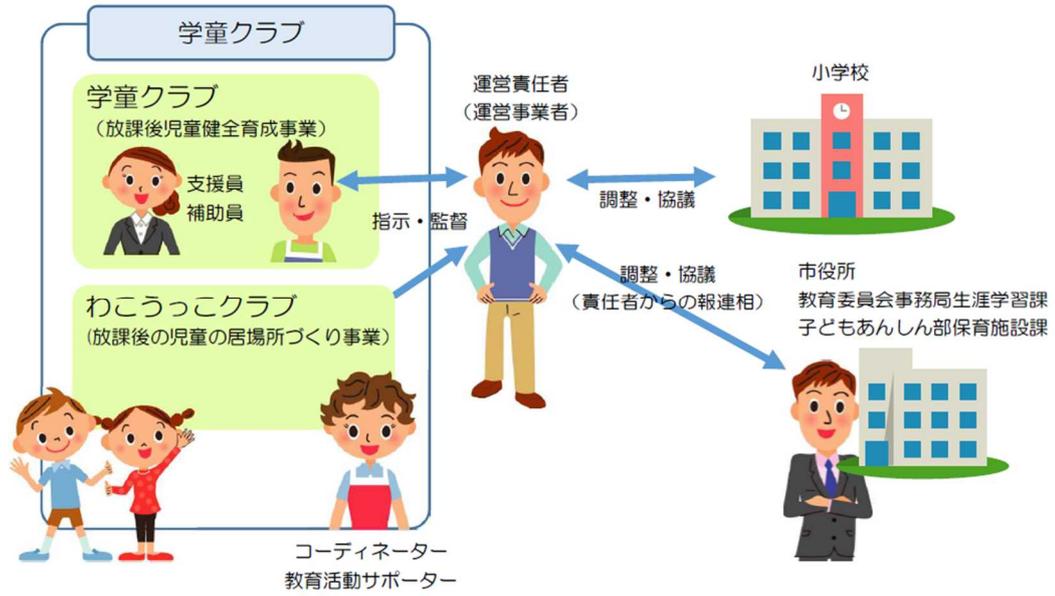
（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,020	1,003	957	927	880
1 年生	290	298	259	274	242
2 年生	300	283	292	252	267
3 年生	263	252	238	243	213
4 年生	114	118	113	106	109
5 年生	41	40	43	39	38
6 年生	12	12	12	13	11
確保方策	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033
わこうっこクラブとの一体型及び一体的運営（学区数）					

【今後の方向性】 ¥¥¥¥¥¥

説明文を入れる。

■一体型の運営イメージ■



④ トワイライトステイ・ショートステイ（子育て短期支援事業）

【事業概要】

ショートステイは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

トワイライトステイは、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる事業です。

【現状】

(単位：人日※)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数					

※ 人数×日数の意味で1人を1日預かる量が「1人日」となります。

説明文を入れる。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	96	96	96	96	96
確保方策	96	96	96	96	96

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑤ こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

【事業概要】

こんにちは赤ちゃん訪問は、産婦・新生児訪問事業をあわせて実施しています。生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師・母子保健ケアマネジャー等の専門職が訪問し、乳児の発育・発達の確認を行うとともに、子育て支援に関する情報提供や育児や産後の母親の心身の状況及び養育環境などの把握・相談を行い、必要な助言及びその他の支援を行います。

【現状】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数					

説明文を入れる。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	656	684	689	694	667
確保方策	656	684	689	694	667

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑥ 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【現状】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数					

説明文を入れる。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問	量の見込み	11	11	11	11	11
	確保方策	11	11	11	11	11
要保護児童	量の見込み					
	確保方策					

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【現状】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数					

説明文を入れる。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日、箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(単位：人日)	50,401	49,716	－	－	－
確保方策(単位：箇所)	5	5	－	－	－

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑧ 幼稚園の預かり保育・保育所等における一時保育・休日保育等（一時預かり事業）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かる事業です。

■一時預かり事業の類型イメージ■

	幼稚園型	一般型
実施場所	幼稚園・認定こども園	保育園・一時預かり実施施設
利用対象	幼稚園・認定こども園（教育部分）に通っている子ども	定期的に保育を利用していない子ども
利用要件	教育時間の前後、土・日等休日、長期休暇中など	仕事・急病・家族介護・冠婚葬祭など一時的に育児が困難な場合

【現状】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数					
一時預かり事業（幼稚園型）1号認定					
一時預かり事業（幼稚園型）2号認定					
一時預かり（幼稚園型以外）					

説明文を入れる。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

【一時預かり（在園児対象型）】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	52,032	49,015	48,113	47,030	47,855
1号認定	52,032	49,015	48,113	47,030	47,855
2号認定					
確保方策（在園児対象型）	64,080	64,080	64,080	64,080	64,080

(単位：人)

【一時預かり（在園児対象型を除く）】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14,111	14,101	14,252	14,342	14,472
確保方策	23,918	23,918	23,918	23,918	23,918
一時預かり（在園児対象型を除く）	23,822	23,822	23,822	23,822	23,822
ファミリー・サポート・センター （病児・緊急対応強化事業を除く）					
トワイライトステイ	96	96	96	96	96

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑨ 病児保育事業等

【事業概要】

病気の時や怪我などからの回復期などに保育を必要とする場合は、病院・保育所等に敷設された専用スペース等で看護師等が保育する「病児・病後児保育事業」や支援を行う方の自宅又は利用を希望する方の自宅などで預かる「緊急サポート事業」などが利用できます。

【現状】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数					

説明文を入れる。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	145	143	144	144	144
確保方策	1,741	1,740	1,741	1,741	1,741
病児保育事業	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
ファミリー・サポート・センター (病児・緊急対応強化事業)	61	60	61	61	61

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑩ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員（利用会員）、当該援助を行う会員（協力会員）からなる有償の相互援助活動で、アドバイザーが会員の援助活動の調整を行う事業です。

【現状】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数					

説明文を入れる。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

【ファミリー・サポート・センター事業（就学児）】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,447	1,416	1,368	1,334	1,273
確保方策	1,447	1,416	1,368	1,334	1,273

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑪ 妊婦健康診査

【事業概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦及び胎児の健康管理及び経済的負担の軽減を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【現状】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数					

説明文を入れる。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	656	684	689	694	667
確保方策	656	684	689	694	667

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

【事業概要】

施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難な世帯の子どもが、利用する幼稚園に支払った実費徴収費のうち副食費に相当する費用を助成することにより、より円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、すべての子どもの健やかな成長を支援する事業です。

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用人数）	300	300	300	300	300
確保方策（延べ利用人数）	300	300	300	300	300

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑭ 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用人数）					
確保方策（延べ利用人数）					

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑮ 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）					
確保方策（利用者数）					

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑩ 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：件、回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数(件)					
	1組当たり面談回数(回)	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数(回)					
確保方策	こども家庭センター等(回)					
	上記以外で業務委託(回)					

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所その他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ利用人数）					
0歳（延べ利用人数）					
1歳（延べ利用人数）					
2歳（延べ利用人数）					
確保方策（延べ利用人数）					
0歳（延べ利用人数）					
1歳（延べ利用人数）					
2歳（延べ利用人数）					

【今後の方向性】

説明文を入れる。

⑱ 産後ケア事業

【事業概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用人数）					
確保方策（延べ利用人数）					

【今後の方向性】

説明文を入れる。

(6) 子ども・子育て支援施設等の円滑な実施について

本市では、子どもの命を預かる施設等は子どもの安全を確保していることが第一と考え、子ども・子育て支援施設等は、子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める基準を満たすことを条例に定めて、子どもの安全確保を図っています。

児童福祉法に定める認可外保育施設に対する調査、指導及び命令、届出の受理等の事務処理の権限を埼玉県から移譲されていることを踏まえ、円滑な給付ができるよう適宜、他自治体から情報収集を行い、特定子ども・子育て支援施設等とする確認及び公示を速やかに行うとともに、市民等に対して施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供を行います。

特定子ども・子育て支援施設等に対しては、関係法令等に基づく是正指導等を確実に実施し、安全な施設等の維持確保を図ります。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保にあたっては、該当する家庭に対し適切に且つ公正に情報提供を行うと共に、適正な給付ができるよう取り組みます。

また、保護者への給付については、保護者の経済的負担や利便性等を踏まえて、特定子ども・子育て支援施設等における既存事務との連続性や、対象施設の資金繰りにも配慮した上で、法定代理受領（現物給付）による毎月給付を実施できるよう努めます。

第4章 和光市のこども・子育て環境の現況

第1節 人口の状況

1. 年齢3区分別人口の状況

令和2年から令和6年までの本市の人口の推移をみると、総人口は増減を繰り返しながら8万3千人台で推移しています。年齢3区分別人口でみると、年少人口は減少傾向で推移しています。

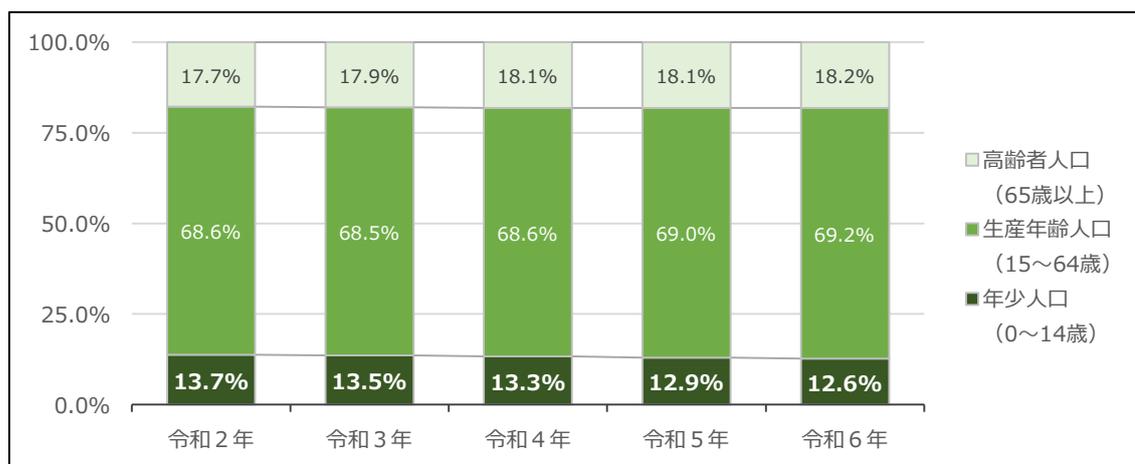
■【実績】年齢3区分別人口■



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

また、年齢3区分別人口を市の総人口に対する割合でみると、15~64歳の生産年齢人口の割合及び65歳以上の高齢者人口の割合が緩やかな増加傾向である一方、0~14歳の年少人口の割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

■【実績】年齢3区分別人口割合■



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

なお、令和7年から令和11年にかけての推計では、年少人口が減少する一方で、生産年齢人口及び高齢者人口が増加するとみられており、総人口は増加すると推計されています。

■【推計】年齢3区分別人口■

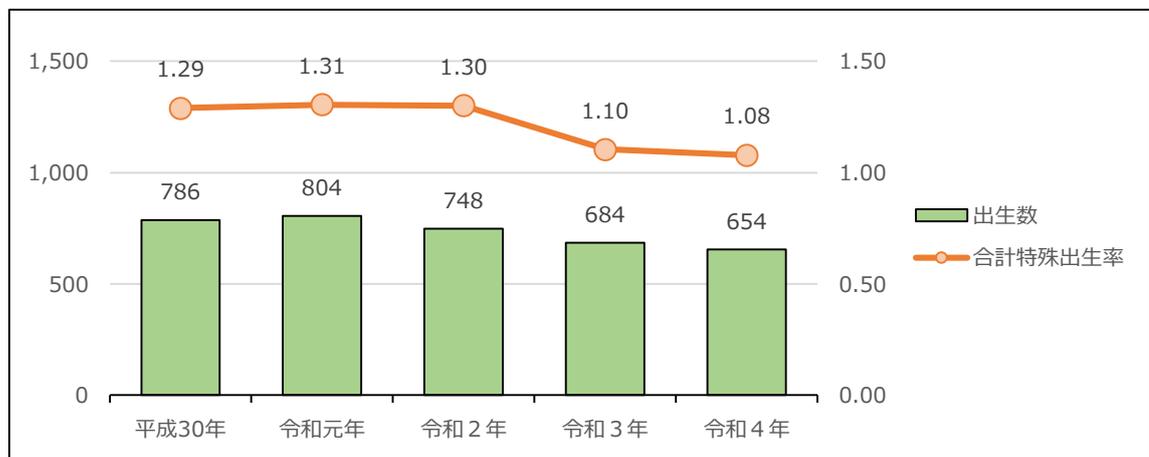


資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

2. 出生の状況

本市の出生数は令和2年度以降、減少傾向で推移しています。また、合計特殊出生率も令和2年度以降減少傾向で推移しており、コロナ禍の影響がみられます。

■出生数と合計特殊出生率の推移■



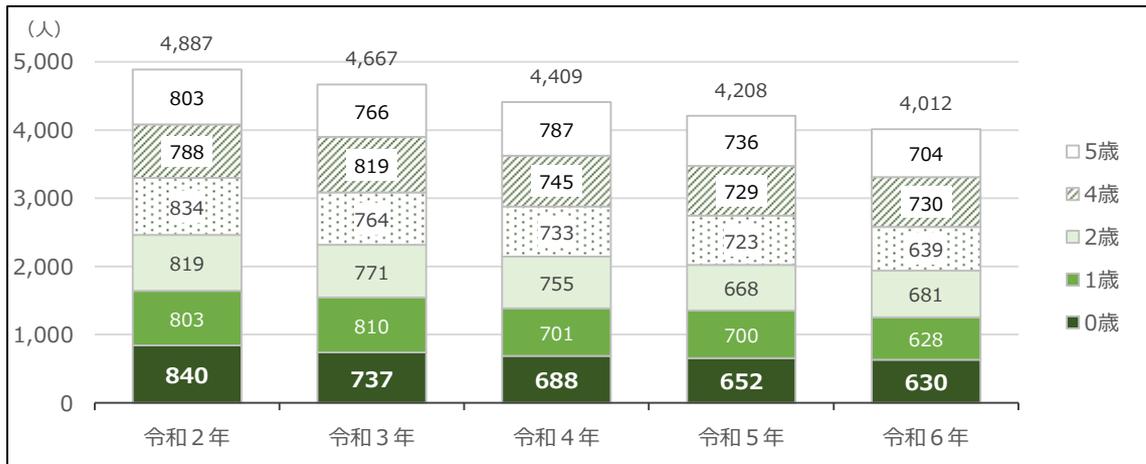
資料：出生数>厚生労働省「人口動態調査」、合計特殊出生率>埼玉県

3. 就学前児童人口の状況

令和6年4月1日時点の本市の就学前児童人口の推移を見てみると減少傾向が続いており、令和6年4月1日時点で4,012人となっています。年齢別に見ると、特に0歳及び3歳人口の減少率が高くなっており、令和2年と比較して0歳人口が25.0%、3歳人口が23.4%減少しています。

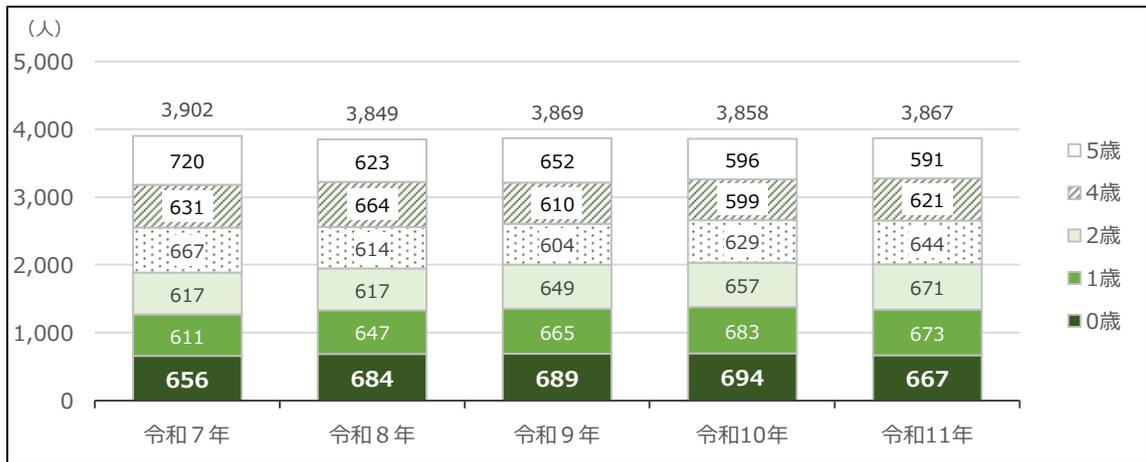
令和7年から令和11年にかけての推計では、横ばいから緩やかな減少傾向で推移するとみられています。

■ 【実績】 年齢別就学前児童人口 ■



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■ 【推計】 年齢別就学前児童人口 ■



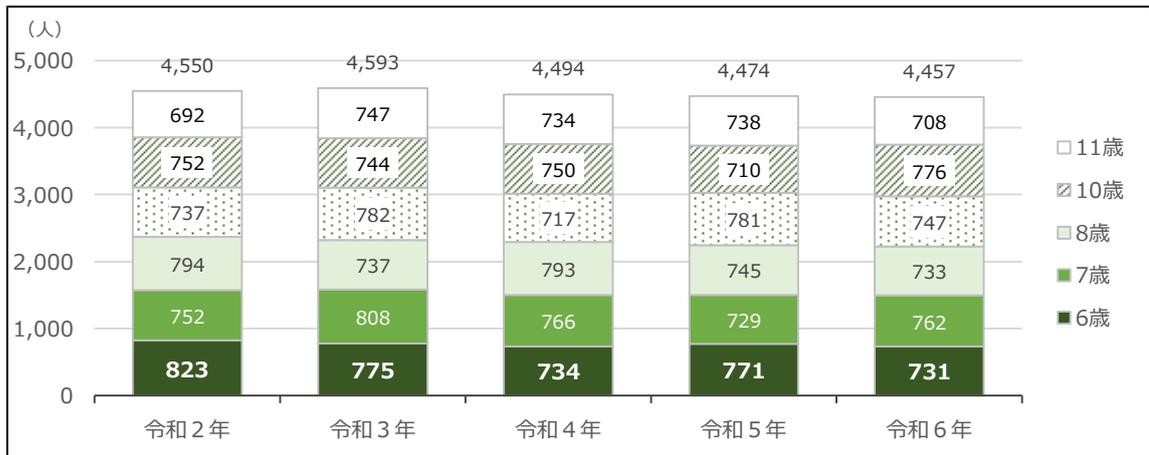
資料：住民基本台帳に基づくコホート変化率法による推計

4. 小学生年代人口の状況

令和6年4月1日時点の本市の小学生年代人口の推移を見てみると、令和3年まで増加傾向にあったものの、令和4年から減少に転じており、令和6年4月1日時点で4,457人となっています。年齢別に見ると、6歳及び8歳人口が減少しており、令和2年と比較して6歳人口が11.2%、8歳人口が7.7%減少しています。

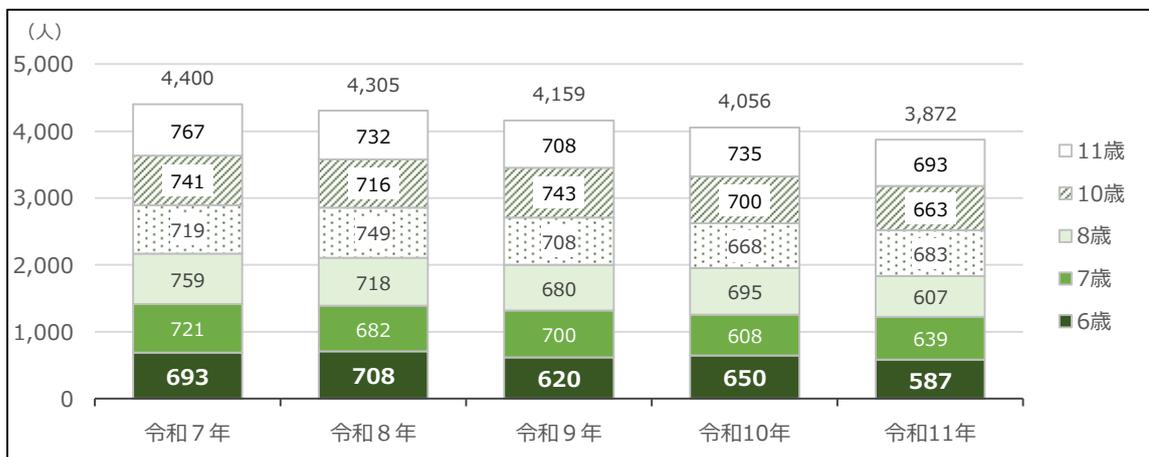
令和7年から令和11年にかけての推計では、減少傾向で推移するとみられています。

■ 【実績】 年齢別小学生年代人口 ■



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■ 【実績】 年齢別小学生年代人口 ■



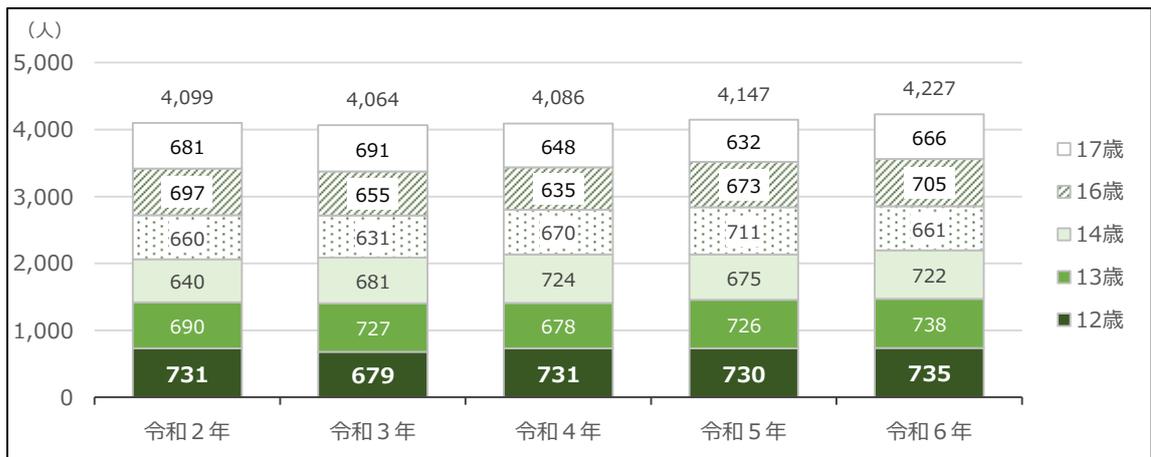
資料：住民基本台帳に基づくコホート変化率法による推計

5. 中高生年代人口の状況

令和6年4月1日時点の本市の中高生年代人口の推移をみると、令和3年に減少を記録したものの令和4年以降は増加傾向で推移しており、令和6年4月1日時点で4,227人となっています。年齢別に見ると、令和2年との比較では17歳人口を除くすべての年齢で増加していますが、17歳人口は2.2%減少しています。

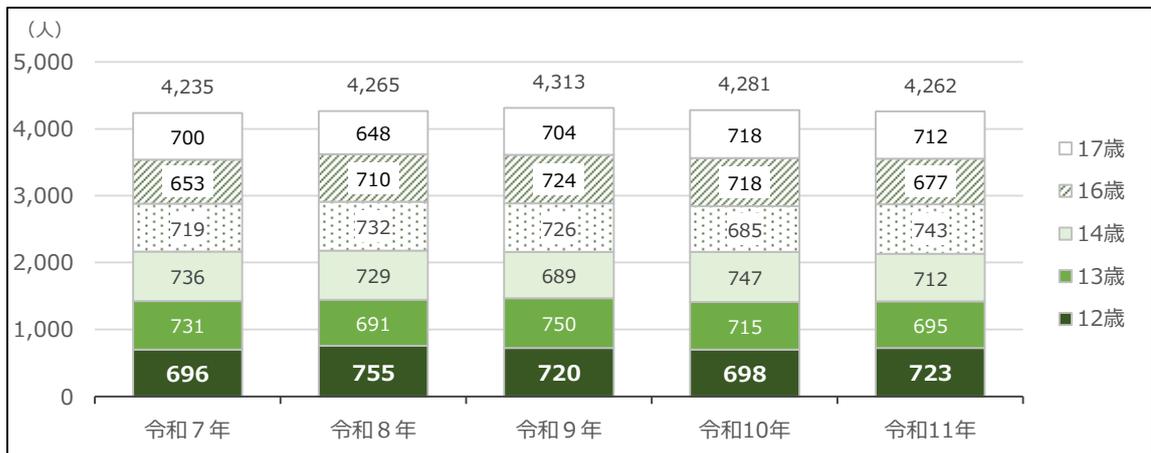
令和7年から令和11年にかけての推計では、令和9年までは緩やかに増加し、令和10年以降は減少するとみられています。

■ 【実績】 年齢別中高生年代人口 ■



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■ 【推計】 年齢別中高生年代人口 ■



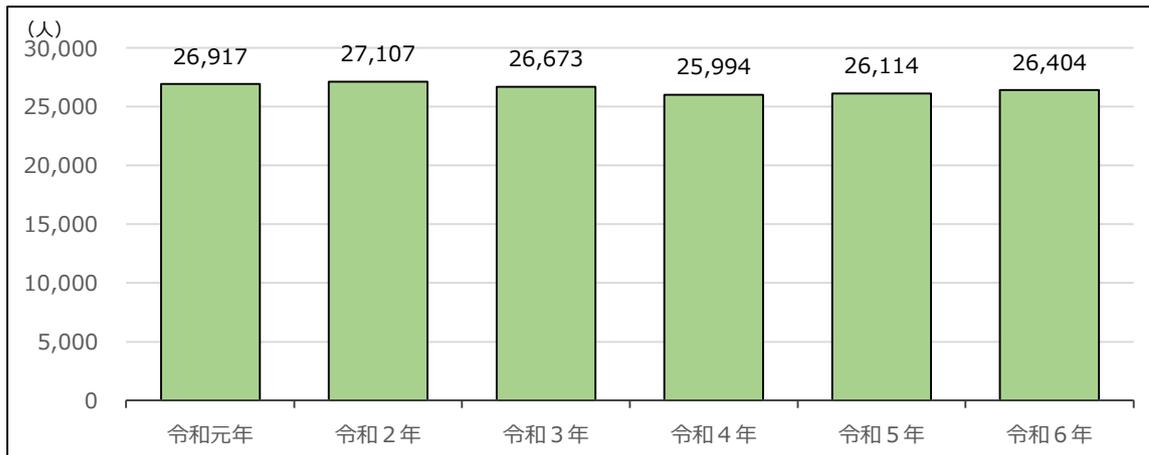
資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

6. 18～39 歳人口の状況

令和6年4月1日時点の本市の若者世代（18～39歳）人口の推移を見ると、令和4年までは減少傾向で推移していましたが、令和5年からやや回復し、令和6年4月1日時点で26,404人となっています。

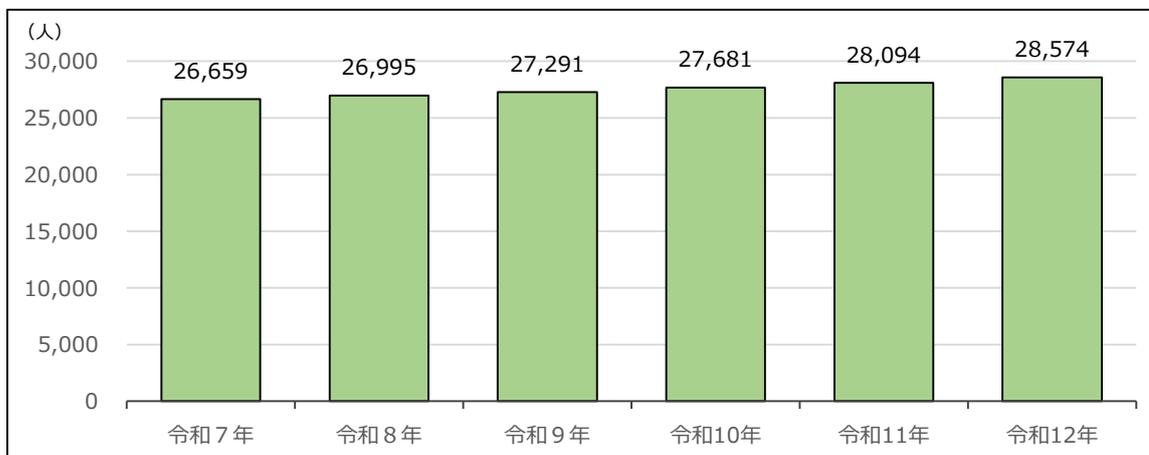
令和7年から令和11年にかけての推計では、緩やかな増加傾向で推移するとみられています。

■【実績】18～39歳人口■



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■【推計】18～39歳人口■



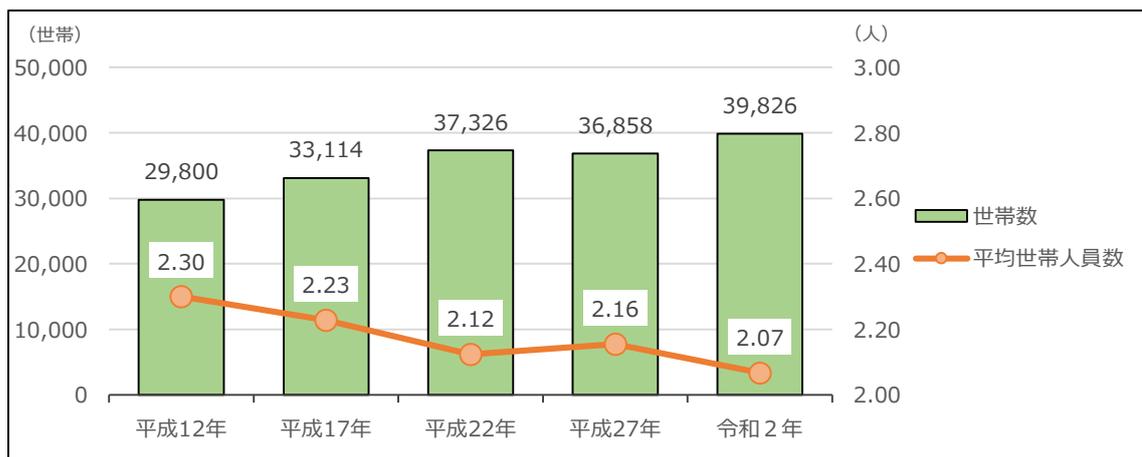
資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

第2節 こども・子育て世帯を取り巻く状況

1. 世帯数と平均世帯人員数

本市の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は増加傾向で推移している一方、平均世帯人員数は減少傾向にあります。

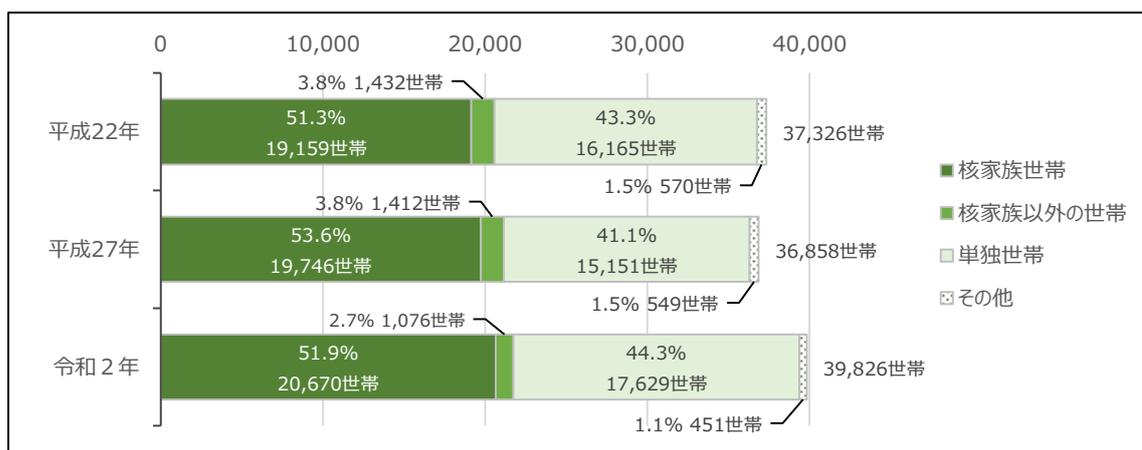
■世帯数・平均世帯人員数の推移■



資料：国勢調査

家族類型別の世帯割合をみると、平成22年から令和2年において核家族世帯割合は概ね50%強で推移しており、単独世帯の割合と足し合わせると、令和2年時点で全体の96.2%を占めています。

■家族類型別世帯割合の状況■

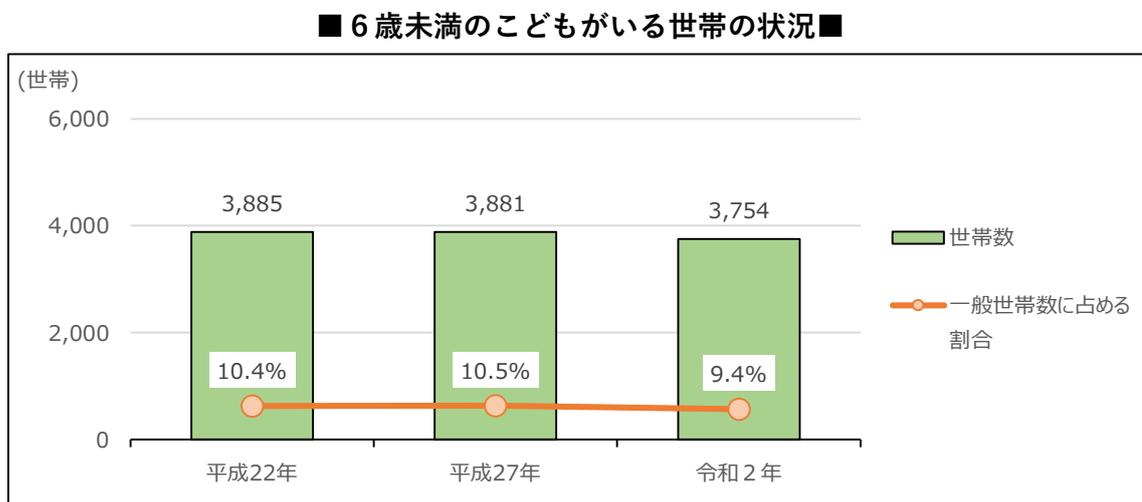


資料：国勢調査

2. 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

6歳未満の子どもがいる世帯の数は減少傾向にあります。

本市の一般世帯総数に占める割合についても、令和2年時点では9.4%となっており、平成22年及び平成27年と比較して減少しています。



資料：国勢調査

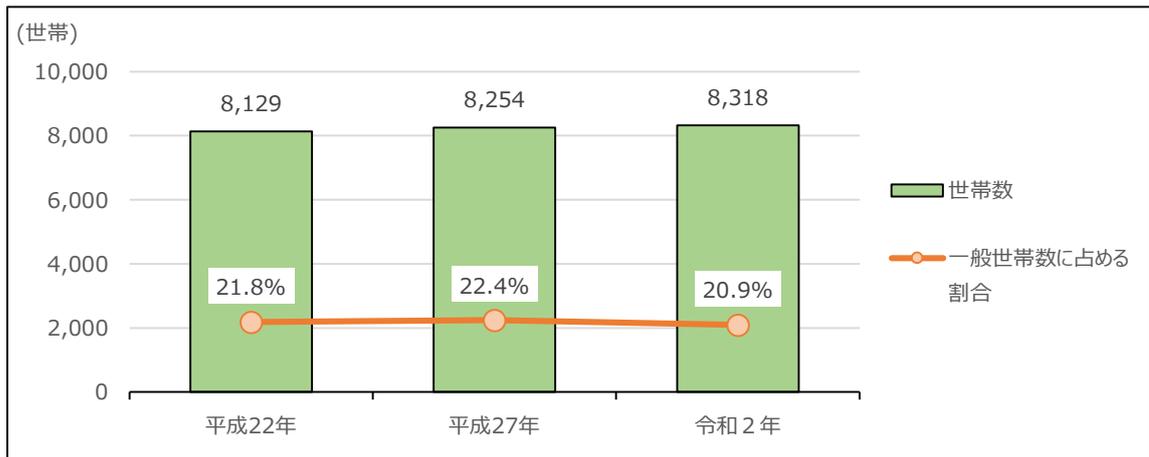
3. 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

18歳未満の子どもがいる世帯の数は増加傾向にありますが、本市の一般世帯³総数に占める割合で見ると、令和2年時点では20.9%となっており、平成22年及び平成27年と比較して減少しています。

■18歳未満の子どもがいる世帯の状況■

³ 一般世帯：国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分している。

「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。



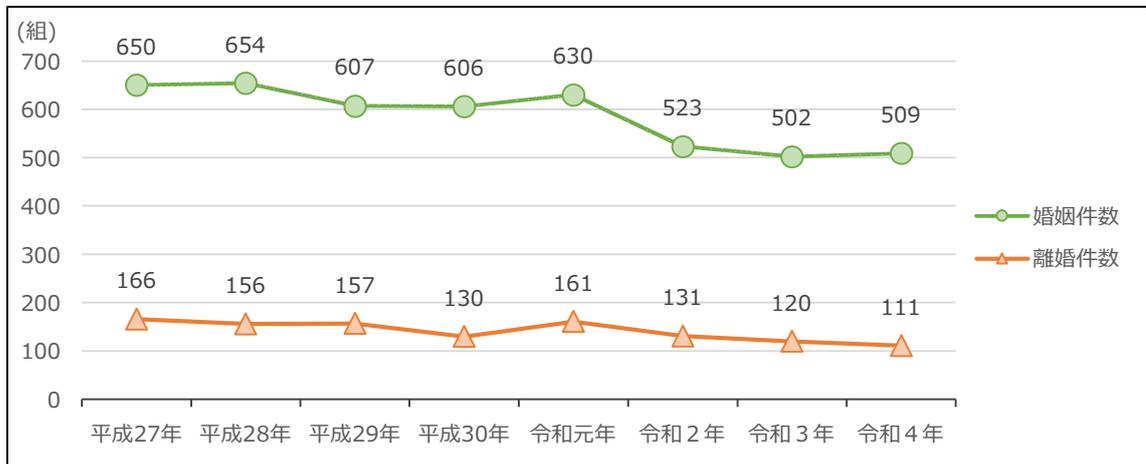
資料：国勢調査

4. 婚姻・離婚

婚姻数は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年～令和3年にかけて大きく減少しましたが、令和4年にはわずかに回復し、509組となっています。

離婚数は令和2年以降、減少傾向で推移しています。

■婚姻数・離婚数の推移■



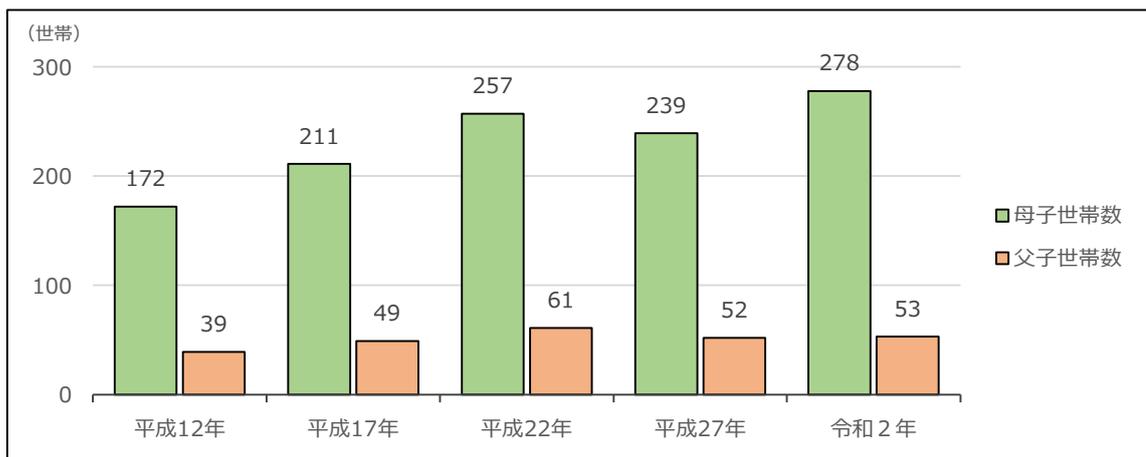
資料：人口動態調査（令和4年確定数）

5. ひとり親世帯の状況

本市の父子世帯数は平成27年以降減少しており、令和2年時点で53世帯となっています。

一方、母子世帯数は平成27年に一時減少しましたが、全体として増加傾向にあり、令和2年時点で278世帯と、平成12年と比較して61.6%増加しています。

■母子世帯数・父子世帯数の推移■

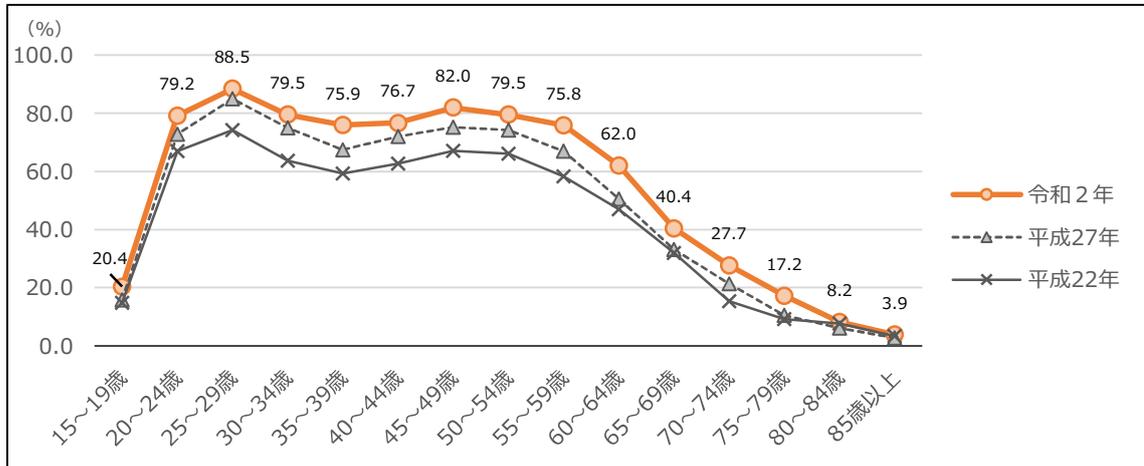


資料：国勢調査

6. 女性の労働の状況

本町の女性の労働力率⁴をみると、全体として労働力率の上昇がみられており、20～59歳で7割を超えています。

■女性の労働力率の状況■



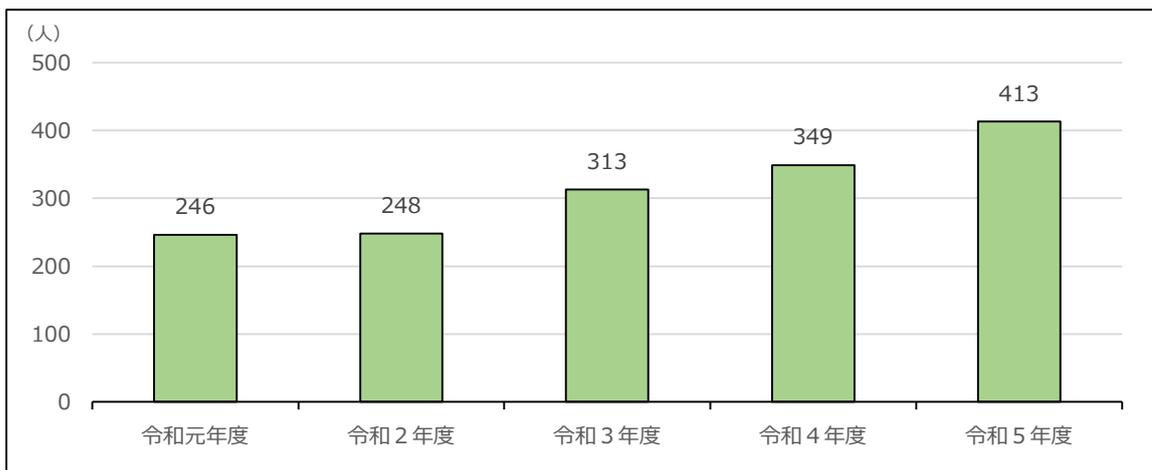
資料：国勢調査

7. 障がい児数の推移

障害児数は増加傾向で推移しています。

令和5年度末時点では413人となっており、令和元年度時点と比較して167人増加しています。

■障がい児数の推移■



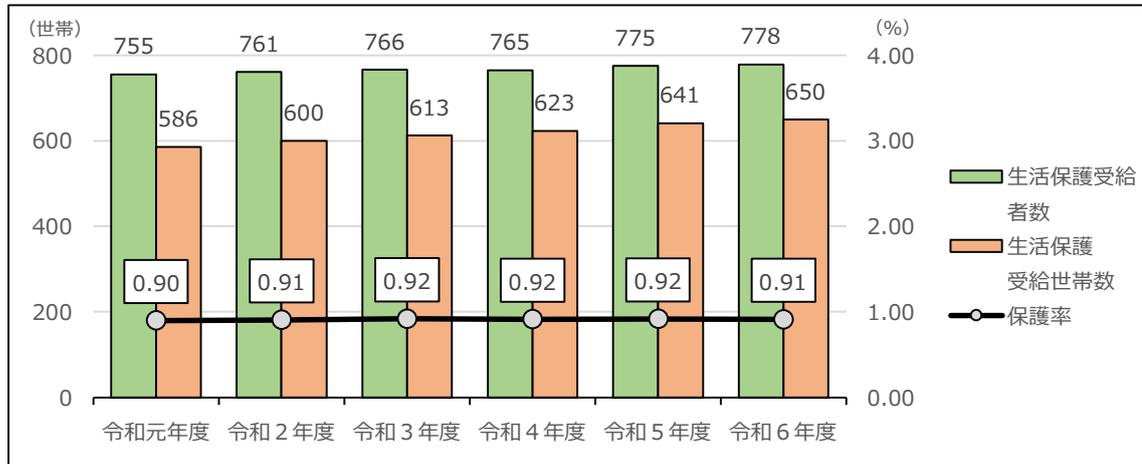
⁴ 労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことを指し、労働力人口には就業者のほか、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人（完全失業者）を含みます。

資料：障害福祉課調べ（各年度末時点）

8. 生活保護の受給状況

生活保護の需給状況を見てみると、受給者数・受給世帯数ともにやや増加傾向がみられますが、市の総人口に対する生活保護受給者数の割合（保護率）は概ね横ばいで推移しています。

■生活保護世帯数の推移■



資料：生活支援課調べ（各年度末日時点、令和6年度は8月末時点）

9. 虐待通報件数

令和2年度から令和3年度にかけて、児童虐待通告件数が大きく増加しました。

コロナ禍における緊急事態宣言下で、外出自粛が鑑賞されたことによる、保護者の心理的負担の増大が、虐待に繋がるケースが増えたことが要因と考えられますが、新型コロナウイルスの感染拡大が収束するにつれて、児童虐待通告件数は減少の兆しがみられます。

市では、要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、要保護児童のケース協議やハイリスクケースの情報共有を行っています。令和6年度より開催回数を増やして児童虐待防止と要保護児童の支援を行っています。

■児童虐待通告の現況■

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	15件	46件	38件	35件	22件
性的虐待	1件	0件	1件	0件	2件
心理的虐待	76件	90件	89件	78件	81件
ネグレクト等	3件	15件	27件	20件	12件
合計	95件	151件	155件	133件	117件

資料：子ども家庭支援課調べ（各年度末時点）

第5章 こども・若者の意見聴取

第1節 こども・若者対象アンケート調査

本計画の策定にあたり、こども・若者の暮らしの現状やニーズを把握するとともに、こども・若者の意見を聴取するため、小中学生アンケート調査、若者アンケート調査、こどもワークショップを実施しました。

1. 調査の目的

「(仮称)和光市こども計画(第3期和光市子ども・子育て支援事業計画)」(計画期間:令和7年度から令和11年度まで)を策定するにあたり、小中学生の日頃の生活状況、ニーズ等を把握するとともにこどものニーズや意見を聴取することにより、こども目線のこども政策の充実を図るために小中学生アンケート調査及びこどもワークショップを実施しました。

2. 調査の概要

調査種別	小学生対象調査	中学生対象調査	若者対象調査
調査対象	小学4年生	中学1年生	集計中
抽出方法	全数調査	全数調査	
調査方法	Web調査	Web調査	
調査時期	令和6年2月	令和6年2月	
調査地域	和光市立小学校	和光市立中学校	
配布数	759	640	
有効回収数	561	511	
有効回収率	73.91%	79.84%	

4. 小中学生対象アンケート調査の分析（概要）

アンケート結果の見方

- 比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100％を上回る場合があります。
- 基数となるべき実数は“n = ○○○”として掲載し、各比率はnを100％として算出しています。
- 質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問です。従って、各回答の合計比率は100％を超える場合があります。

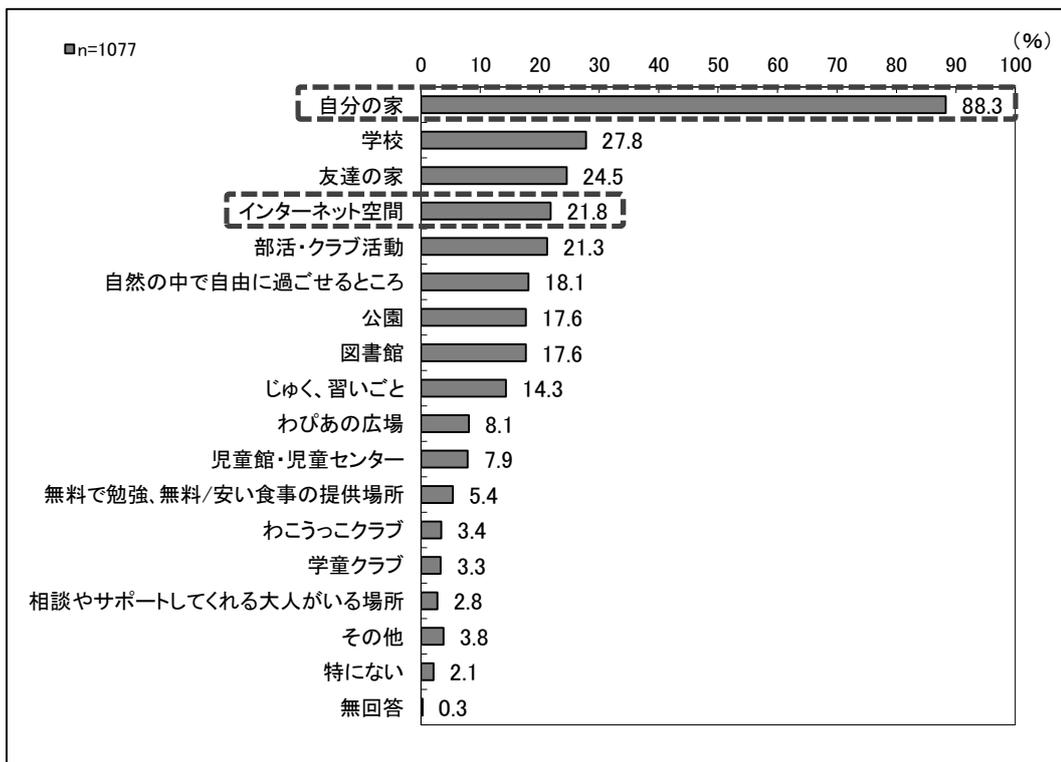
（1）居場所の多様化

アンケート調査結果では、こどもの居場所として最も選ばれたのは「自宅」（88.3％）ですが、21.8％が「インターネット空間」を選ぶなど、こどもの居場所が多様化しています。

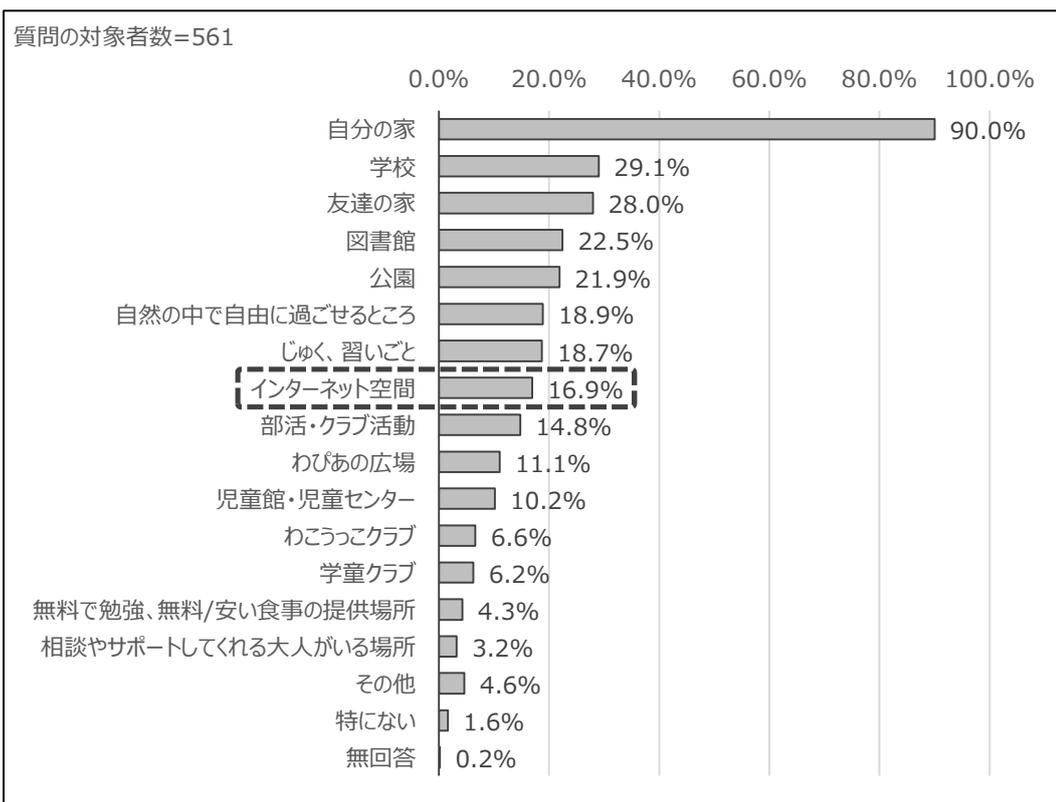
遊びなどで利用したい場所としても、屋内を望む傾向が強くなっています。

小学生、中学生別にみると、「インターネット空間」を選ぶ割合が小学生で16.9％、中学生で27.0％となっており、中学生になると「インターネット空間」を居場所とする割合が10.1ポイント増加します。

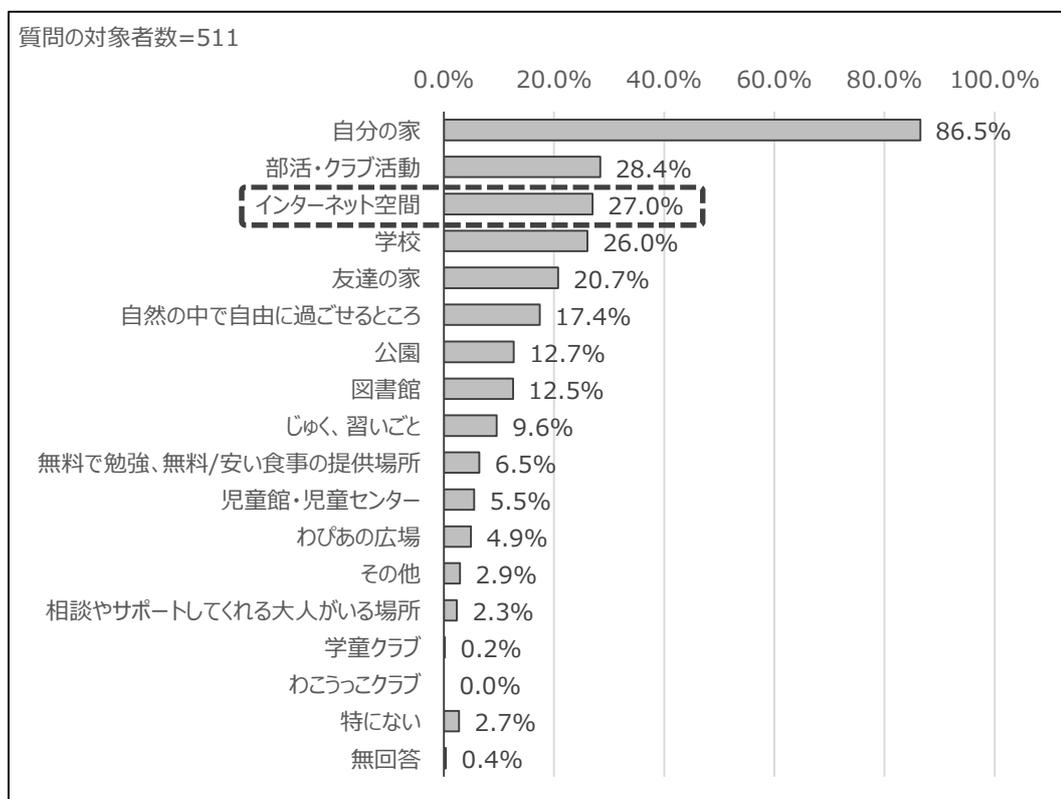
■いごちが良い、安心できる、ここにいたい、と感じる場所■



■いごちが良い、安心できる、ここにいたい、と感じる場所（小学生の回答）■

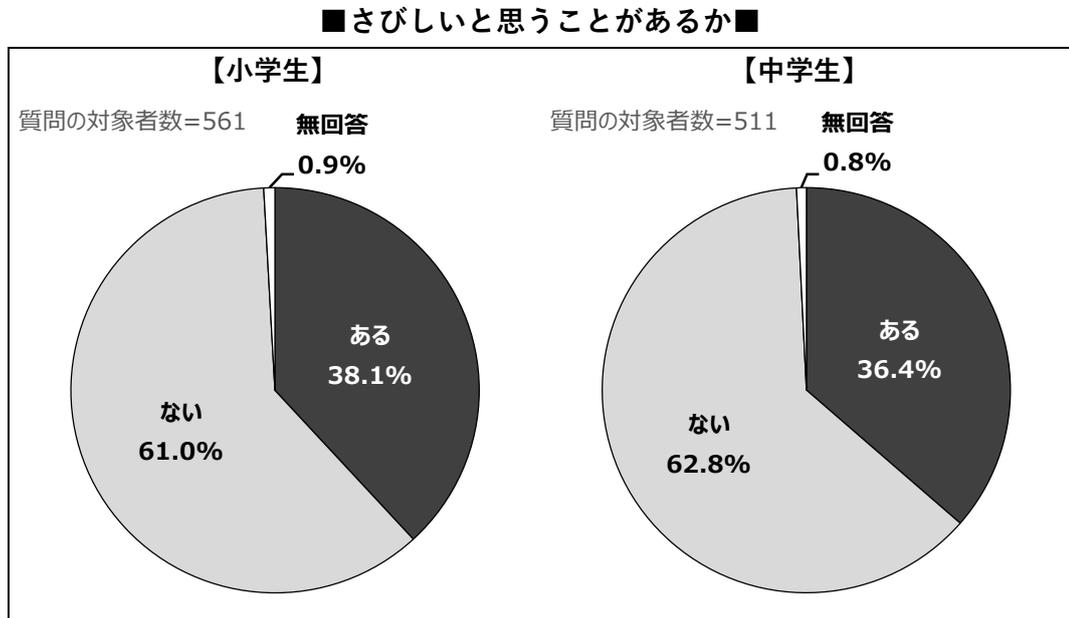


■いごちが良い、安心できる、ここにいたい、と感じる場所（中学生の回答）■



(2) さびしいと思うことがあるか

「ある」と回答した割合が小学生で38.1%、中学生で36.4%となっており、3人に1人がさびしいと思うことが「ある」と回答しています。



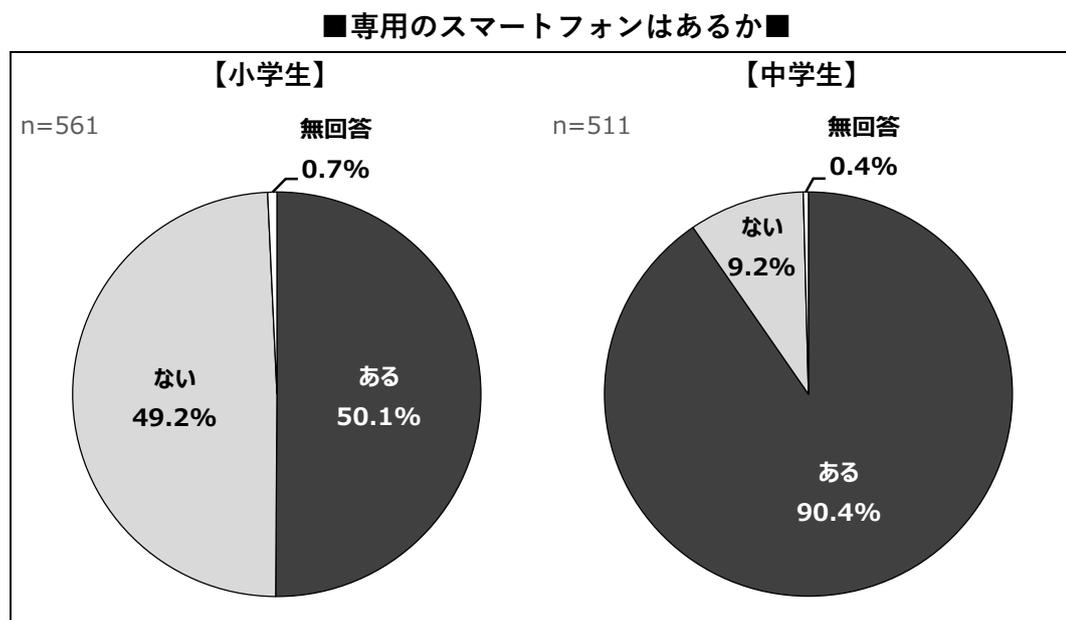
(3) スマートフォンの普及

情報通信技術の急激な進歩に伴い、スマートフォンが普及し、今やインフラともいえる状況になっています。

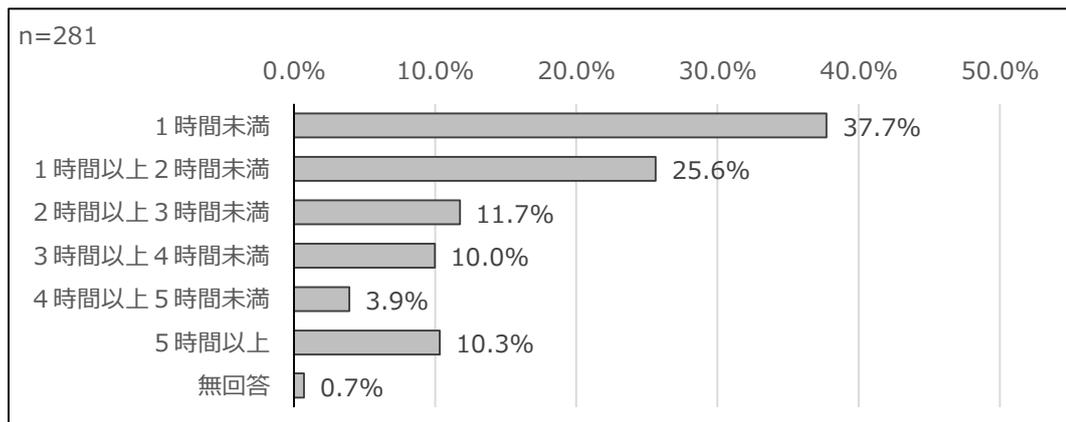
アンケート調査結果によると、自分専用のスマートフォンを所有していると回答した割合が、小学4年生で50.1%、中学1年生で90.4%となっています。

また、インターネット上の顔の見えないコミュニケーションにより、意図しないトラブルに巻き込まれたり、悪意をもった者からの接触により犯罪に巻き込まれたりする危険もあります。

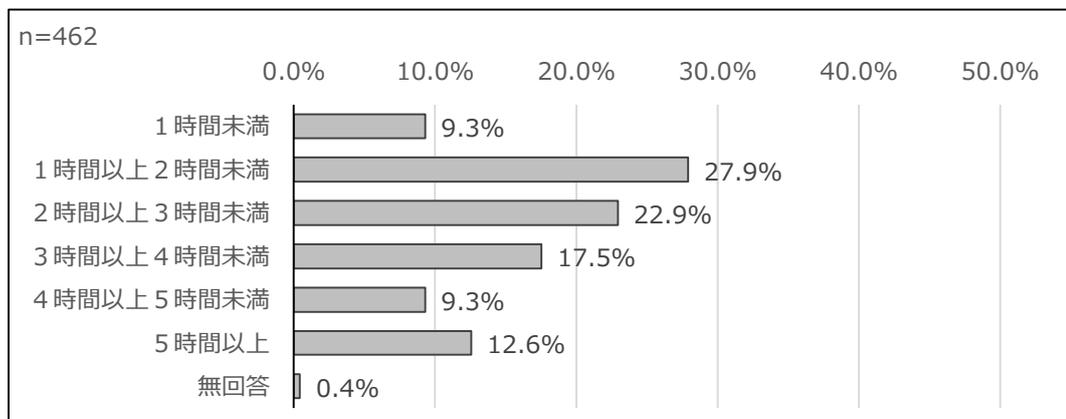
スマートフォンの活用については、正しい使い方の普及啓発を図るとともに、スマートフォンに依存しないコミュニケーションのあり方や居場所について検討していく必要があります。



■小学生：スマートフォンの使用時間/日■



■中学生：スマートフォンの使用時間/日■



(4) スマートフォンの使用時間と就寝時間の関係

小中学生の「就寝時間」についてクロス集計で見ると、小学生、中学生ともに1日あたりのスマートフォンの使用時間が長い人ほど、就寝時間が遅くなっており、スマートフォンの使用時間と就寝時間には相関関係がみられます。

■ (クロス集計表) 小学生：スマートフォンの使用時間×就寝時間■

		合計	問6 就寝時間							
			午後9時前	午後9時台	午後10時台	午後11時台	午前0時台	午前1時台	午前2時以降	無回答
全体		561	65	235	178	55	15	9	2	2
		100.0%	11.6%	41.9%	31.7%	9.8%	2.7%	1.6%	0.4%	0.4%
スマートフォンの 使用時間/日	1時間未満	106	11	48	30	11	3	2	0	1
		100.0%	10.4%	45.3%	28.3%	10.4%	2.8%	1.9%	0.0%	0.9%
	1時間以上2時間未満	72	7	33	28	4	0	0	0	0
		100.0%	9.7%	45.8%	38.9%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2時間以上3時間未満	33	2	9	15	4	2	1	0	0
		100.0%	6.1%	27.3%	45.5%	12.1%	6.1%	3.0%	0.0%	0.0%
	3時間以上4時間未満	28	1	12	10	4	1	0	0	0
	100.0%	3.6%	42.9%	35.7%	14.3%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	
4時間以上5時間未満	11	1	1	7	1	0	0	1	0	
	100.0%	9.1%	9.1%	63.6%	9.1%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	
5時間以上	29	3	3	5	9	5	4	0	0	
	100.0%	10.3%	10.3%	17.2%	31.0%	17.2%	13.8%	0.0%	0.0%	

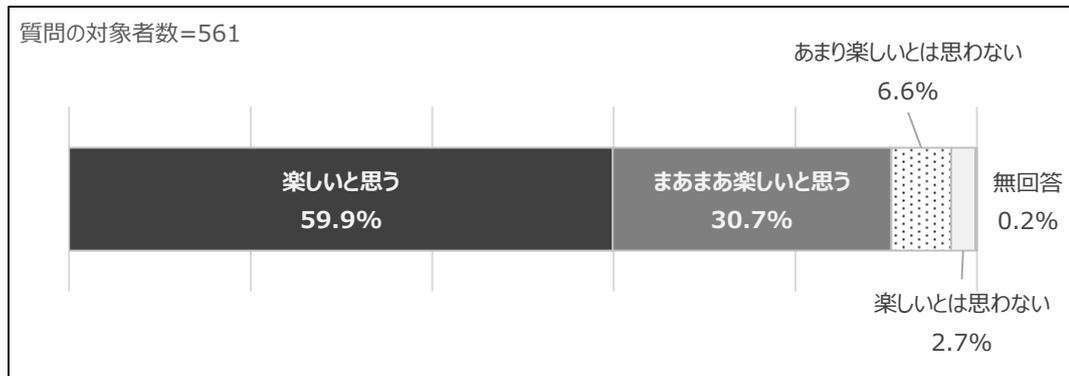
■ (クロス集計表) 中学生：スマートフォンの使用時間×就寝時間■

		合計	問6 就寝時間							
			午後9時前	午後9時台	午後10時台	午後11時台	午前0時台	午前1時台	午前2時以降	無回答
全体		511	10	33	178	174	82	22	12	0
		100.0%	2.0%	6.5%	34.8%	34.1%	16.0%	4.3%	2.3%	0.0%
スマートフォンの 使用時間/日	1時間未満	43	1	5	19	7	7	3	1	0
		100.0%	2.3%	11.6%	44.2%	16.3%	16.3%	7.0%	2.3%	0.0%
	1時間以上2時間未満	129	4	13	55	46	9	1	1	0
		100.0%	3.1%	10.1%	42.6%	35.7%	7.0%	0.8%	0.8%	0.0%
	2時間以上3時間未満	106	1	6	35	42	17	4	1	0
		100.0%	0.9%	5.7%	33.0%	39.6%	16.0%	3.8%	0.9%	0.0%
	3時間以上4時間未満	81	2	4	30	29	12	3	1	0
	100.0%	2.5%	4.9%	37.0%	35.8%	14.8%	3.7%	1.2%	0.0%	
4時間以上5時間未満	43	1	0	9	16	13	2	2	0	
	100.0%	2.3%	0.0%	20.9%	37.2%	30.2%	4.7%	4.7%	0.0%	
5時間以上	58	0	0	8	17	19	8	6	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	13.8%	29.3%	32.8%	13.8%	10.3%	0.0%	

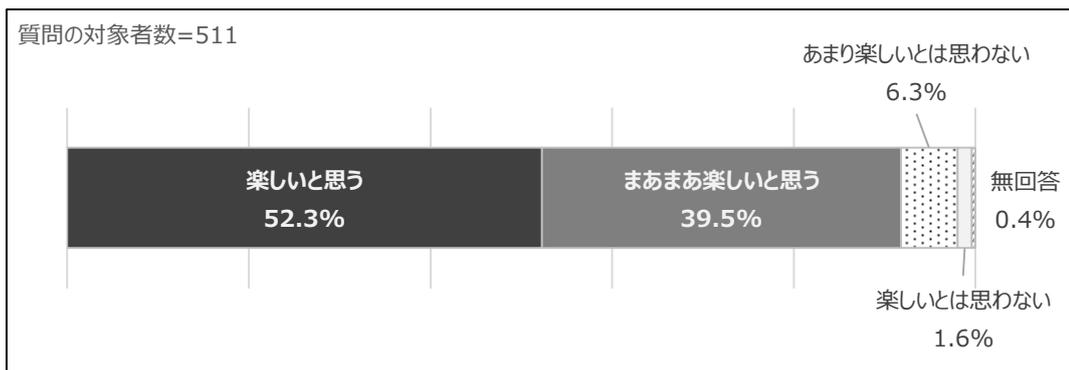
(5) 今の生活に対して楽しいと感じるか

「楽しいと思う」と、「まあまあ楽しいと思う」を足し合わせた“楽しいと思う”が小学生で90.6%、中学生で91.8%となっており、9割以上の小中学生が今の生活を楽しいと感じています。

■小学生：今の生活に対して楽しいと感じるか■



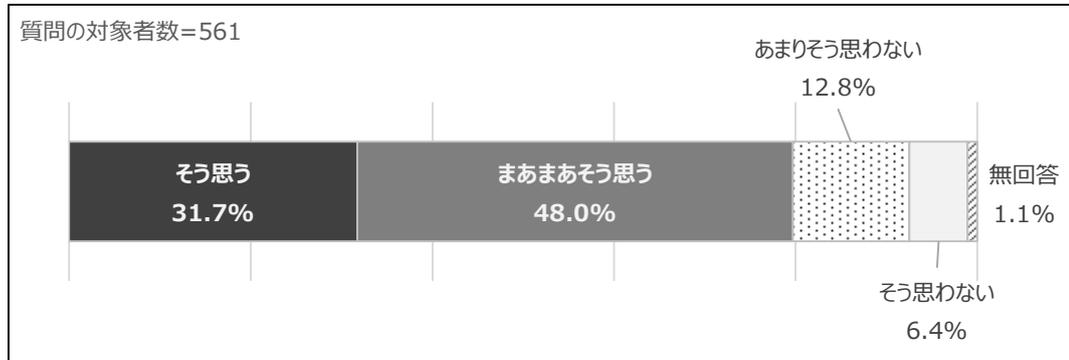
■中学生：今の生活に対して楽しいと感じるか■



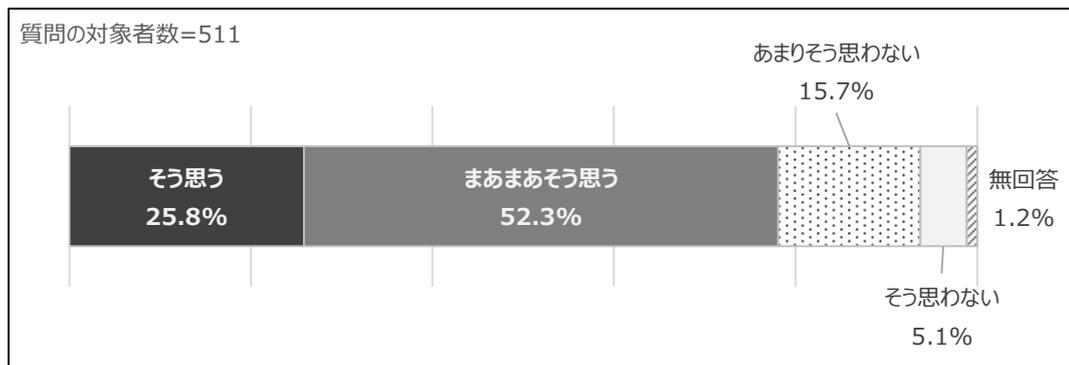
(6) まわりの人から認められていると思うか

「そう思う」と「まあまあそう思う」を足し合わせた“そう思う”が小学生で79.7%、中学生で78.1%となっており、8割弱の小中学生がまわりの人から認められていると感じています。

■小学生：まわりの人から認められていると思うか■



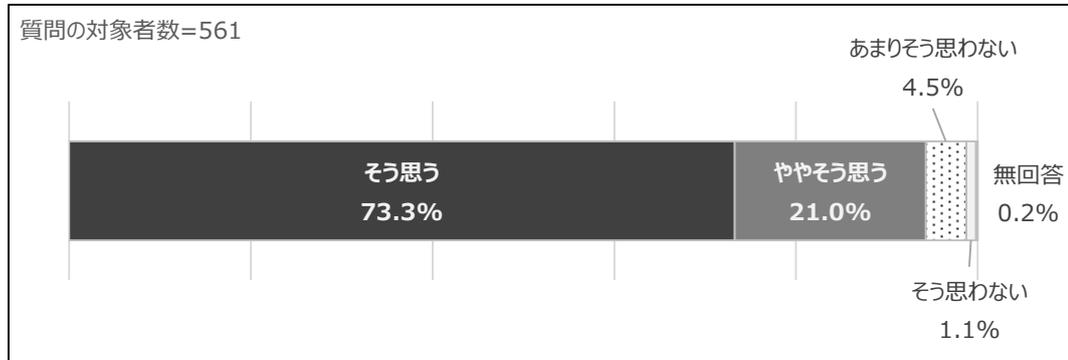
■中学生：まわりの人から認められていると思うか■



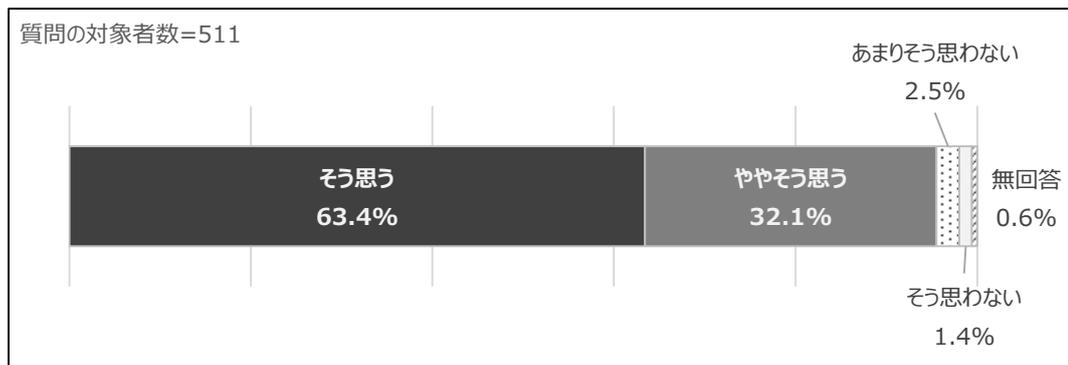
(7) 和光市はくらしやすいか

「そう思う」と「ややそう思う」を足し合わせた“そう思う”が小学生で94.3%、中学生で95.5%となっており、9割以上の小中学生が和光市はくらしやすいと感じています。

■小学生：今の生活に対して楽しいと感じるか■



■中学生：今の生活に対して楽しいと感じるか■



第6章 住民アンケート調査からみた 和光市の現状

第1節 住民アンケート調査

本計画の策定にあたり、妊婦、子育て当事者の暮らしの現状やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

1. 調査の目的

〔(仮称)和光市こども計画(第3期和光市子ども・子育て支援事業計画)〕(計画期間：令和7年度から令和11年度まで)を策定するにあたり、妊婦の妊娠・出産における不安や希望及び子育て世帯の教育・保育、子育て支援事業等に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握し、産前・産後の相談体制や教育・保育、子育て支援施策の充実を図るため、また、和光市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするために市民アンケート調査を実施しました。

2. 調査の概要

調査種別	妊婦調査	就学前児童の保護者調査
調査対象	市内在住の 妊娠届出書を提出された方	就学前のこどもがいる 家庭
抽出方法	全数調査	無作為抽出
調査方法	郵送法(Web併用)	郵送法(Web併用)
調査時期	令和6年2月	令和6年2月
調査地域	和光市全域	和光市全域
配布数	219	2,000
有効回収数	180	1,289
有効回収率	82.19%	64.45%

第2節 住民アンケート調査の分析（概要）

アンケート結果の見方

- 比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上回る場合があります。
- 基数となるべき実数は“n = ○○○”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
- 質問の終わりに【複数回答】とある間は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い間です。従って、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

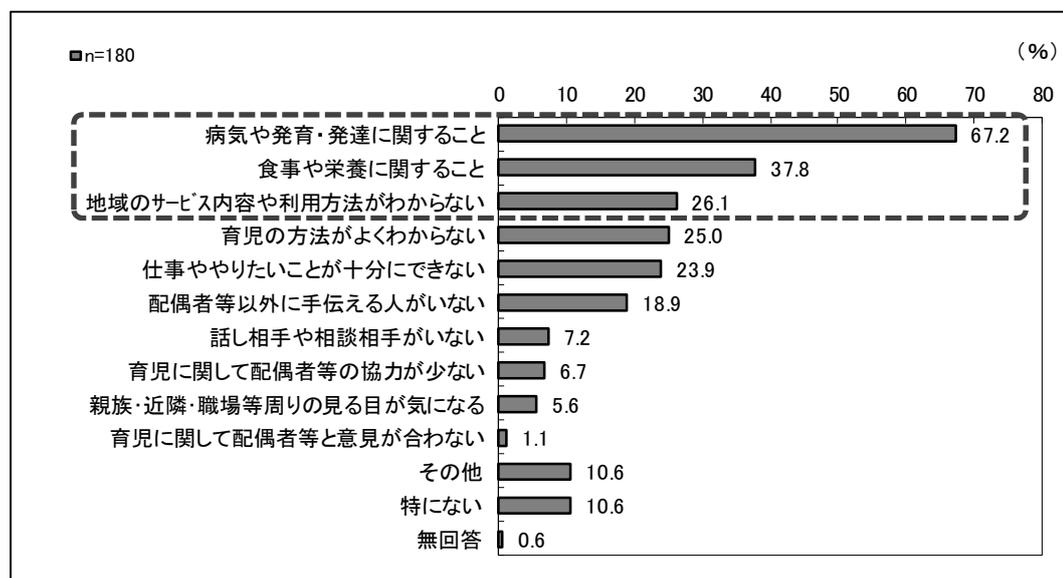
1. 妊婦調査

（1）相談支援体制

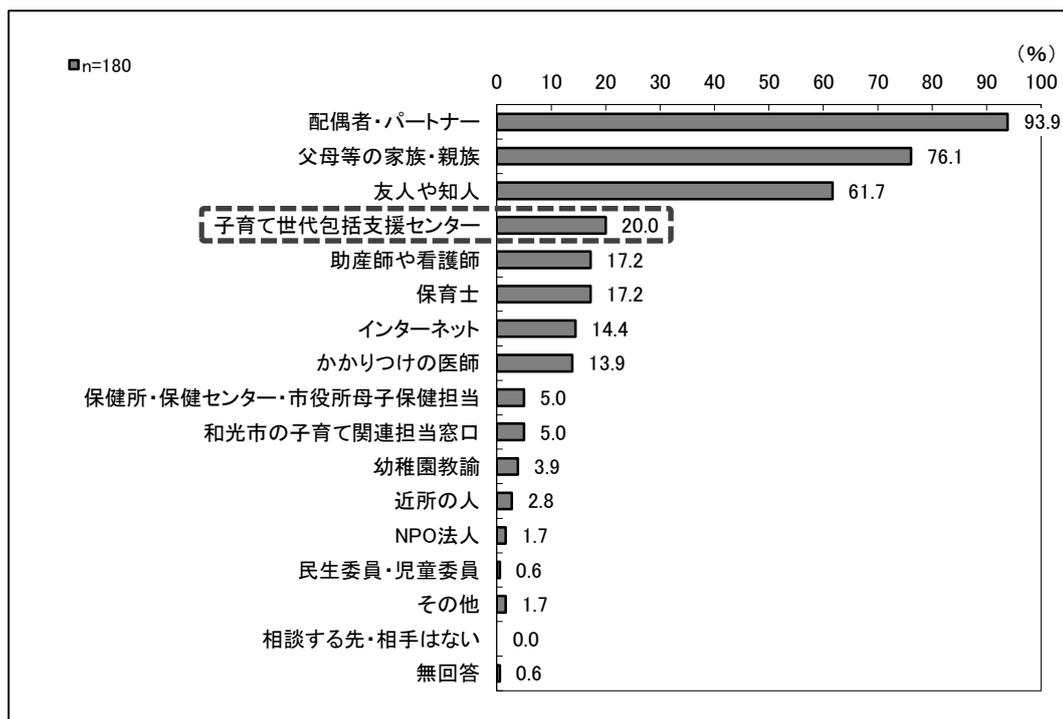
出産後の育児に関して気になることとして、「病気や発育・発達に関すること」（67.2%）が高い割合を占めており、「食事や栄養に関すること」（37.8%）、「地域のサービス内容や利用方法がわからない」（26.1%）等がこれに続いています。

妊婦が出産や子育てに関する相談先は家族や友人・知人等を除くと「子育て世代包括支援センター」を挙げる割合が多く、引き続きセンターの相談支援体制の充実や各種サービスの周知を行っていく必要があります。

■ 出産後の育児に関して気になること ■



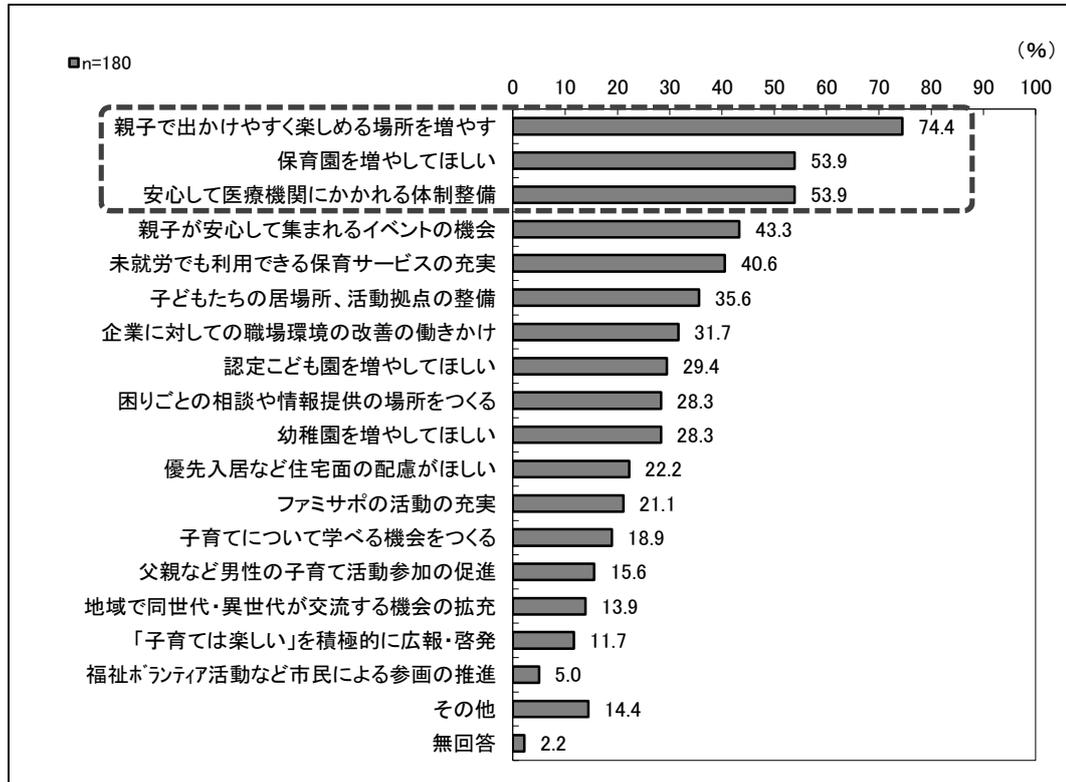
■ 出産や子育てに関する相談先 ■



(2) 必要な子育て支援

アンケート調査結果によると、充実を期待する子育て支援として、「親子で出かけやすく楽しめる場所を増やす」(74.4%)、「保育園を増やしてほしい」(53.9%)、「安心して医療機関にかかれる体制整備」(53.9%)等が回答の上位を占めています。

■子育て支援の充実のために市に期待すること■

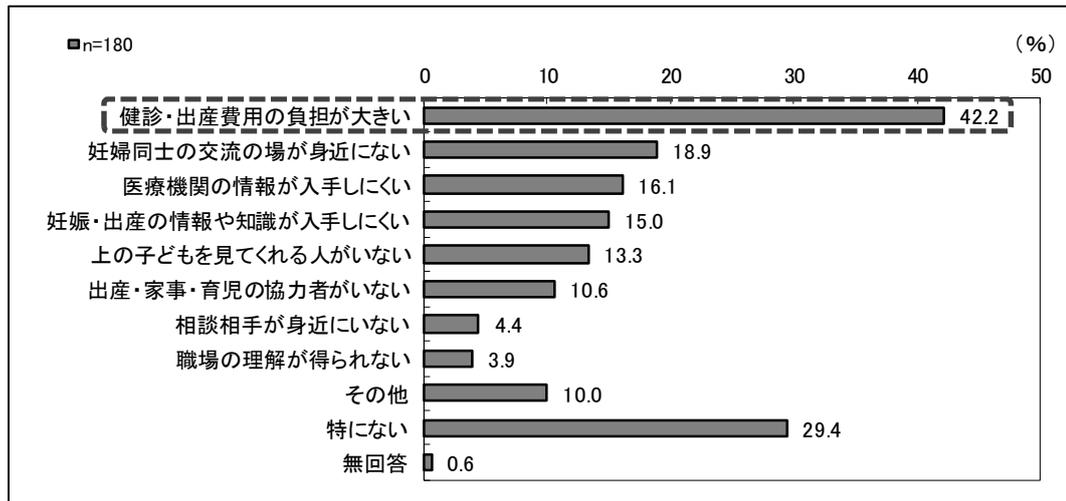


(3) 妊娠や出産で困ったこと

アンケート調査結果において、「妊娠や出産において困ったこと」として最も回答を集めたのは、「健診・出産費用の負担が大きい」で42.2%となりました。

妊娠・出産時には公費による補助があるものの、収入が減少するケースも少なくないため、妊娠・出産に係る費用を負担に感じる妊婦が多くなっています。

■妊娠や出産で困ったこと■

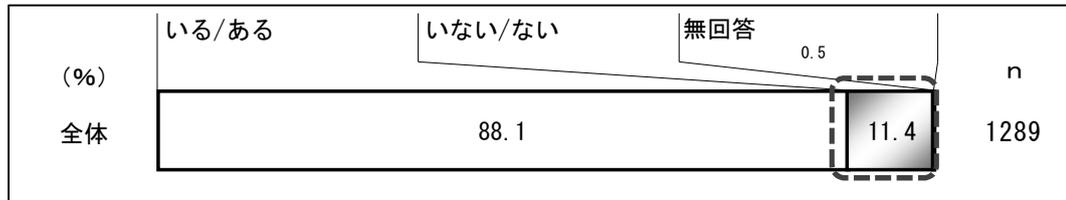


2. 就学前児童の保護者調査

(1) 子育ての孤立化

アンケート調査結果によると、およそ1割程度の保護者は「子育てに関する相談先はない」としています。全国的に核家族化が進むなか、子育ての孤立化が懸念されます。

■子育てについて相談できる人の有無■

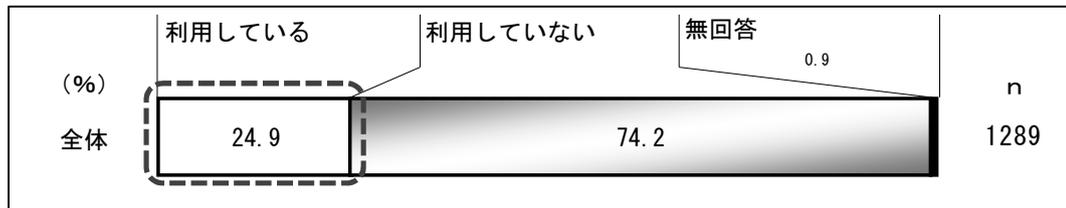


(2) ネウボラ拠点

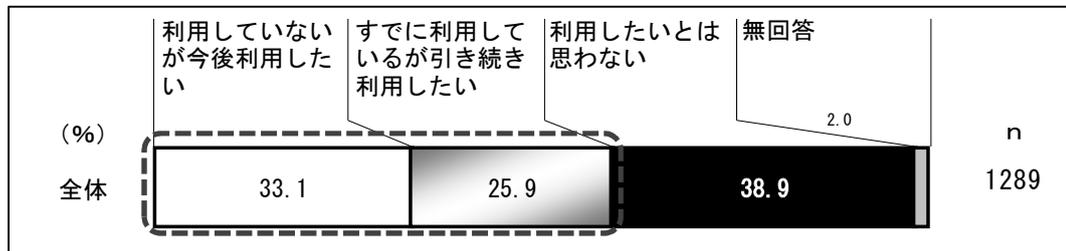
市では、子育ての孤立化を防ぎ、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない子育て支援を実現するために、子育て世代包括支援センター等のネウボラ拠点を設置していますが、利用されている割合は24.9%に留まっています。

一方、今後の意向については、現在利用している方を合わせると59.0%の利用意向があることがわかっており、サービスの周知やイベント・相談体制の充実などを通じ、子育て世帯の産前・産後のサポート、育児の不安解消、交流促進等に努めていく必要があります。

■ネウボラ拠点の利用状況■



■ネウボラ拠点についての今後の利用意向■



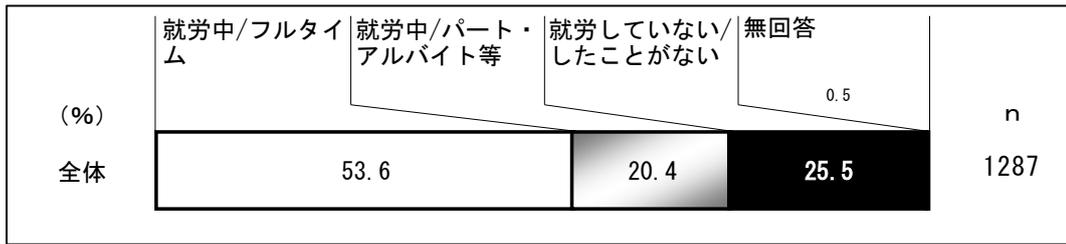
(3) 子育て世帯の就労の状況

フルタイムまたはパート・アルバイトで就労する保護者の割合をしてみると、母親が74.0%、父親が96.4%となっています。

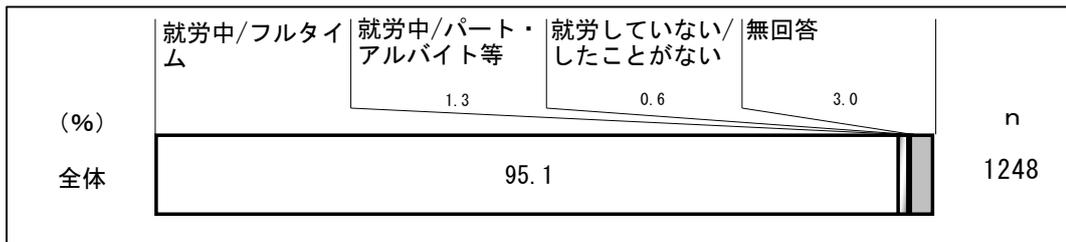
父親の大半がフルタイムで就労していると回答している一方、フルタイムで働く女性も過半数を占めており、日中、保護者が家にいない時間帯が発生していることが予想されます。

働く保護者の子育てと就労の両立と、こどもの居場所確保のため、教育・保育サービスや学童クラブ、児童館等のこどもの居場所の充実が求められます。

■ 母親の就労状況 ■



■ 父親の就労状況 ■

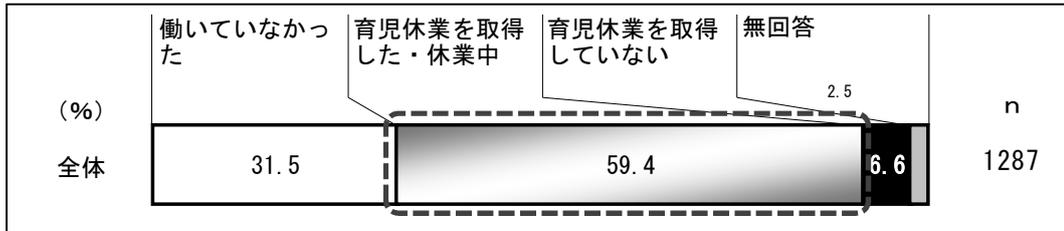


(4) 育児休業の取得状況

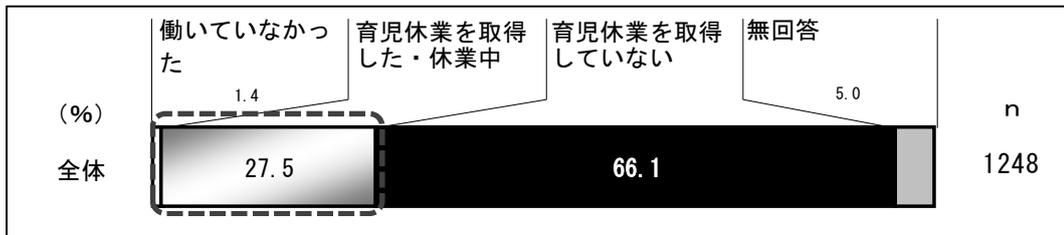
アンケート調査結果によると、働く母親のうち 59.4%、働く父親のうち 27.5%が「育児休業を取得した」と回答したしています。

働く母親が増える一方で、父親の育児休業取得は母親と比べて少ない状況が続いており、父親も育児休業を取得する必要性を社会全体で推進する機運の醸成が求められます。

■母親の育児休業取得状況■



■父親の育児休業取得状況■

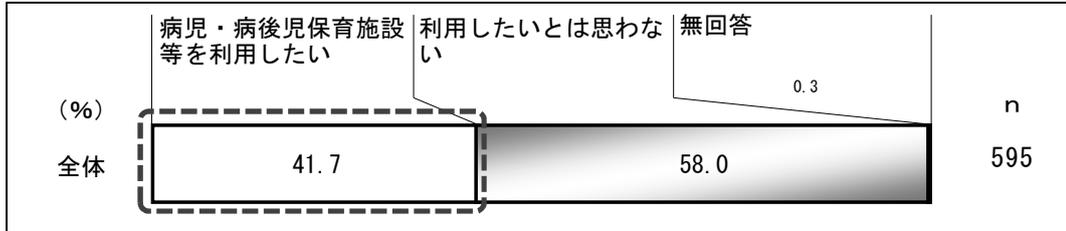


(5) 病児・病後児保育、一時預かり

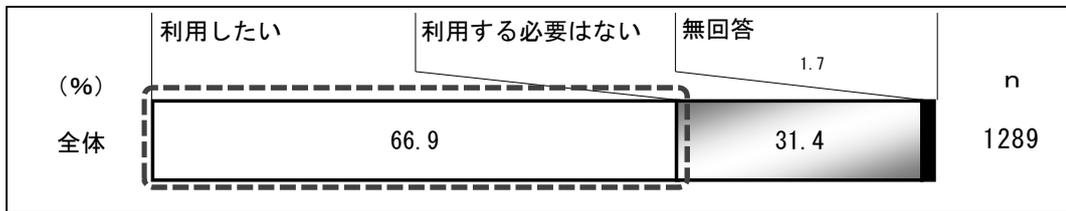
病児・病後児保育や一時預かりへのニーズがみられます。

仕事と育児の両立等のための病児・病後児保育の充実や、子育ての孤立化や保護者のリフレッシュのための一時的な預け先の確保が求められています。

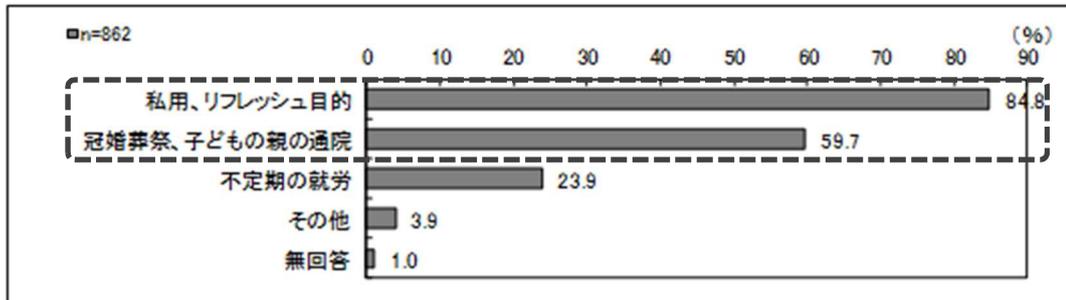
■病児・病後児保育施設等の利用意向■



■不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向■



■不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用目的■

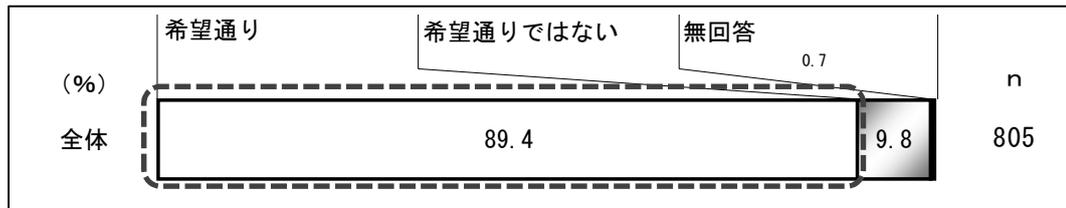


(6) 保育の受け皿

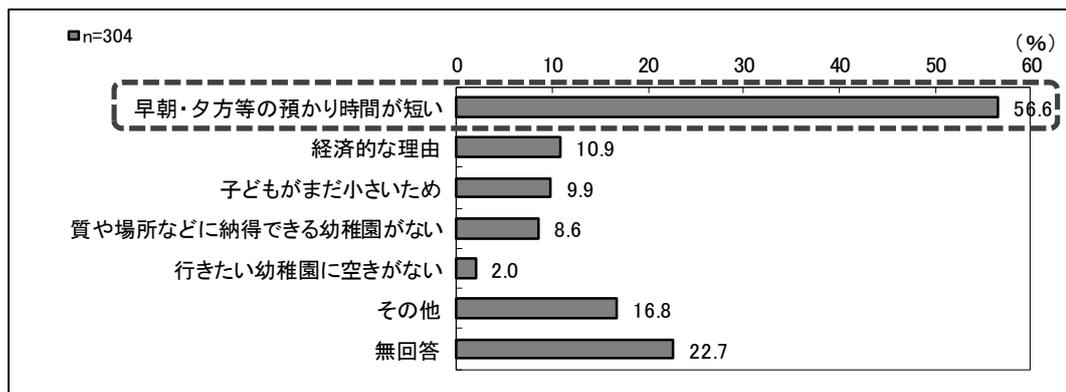
和光市では、第1期、第2期の子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供量の確保を推進してきており、待機児童数は大きく減少しました。

9割近くの方が希望どおりに事業を利用できていますが、一部では、希望する場所または時間数等により事業を利用できないケースも発生しています。

■希望通りの場所で教育・保育の事業を利用できているか■



■幼稚園を利用していない理由■



■(参考) 待機児童数の状況■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	9人				
1歳	35人	21人	7人	9人	2人
2歳	2人		3人		1人
3歳	9人				
4歳					
5歳					
合計	55人	21人	10人	9人	3人

第7章 こども計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子ども関係団体の代表者、福祉関係者、子どもの保護者などにより構成されている「和光市子ども・子育て支援会議」において審議していきます。

また、子育て家庭をはじめ、広く市民の意見を反映させるため、ニーズ調査を実施するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を募ります。

(2) 計画の推進体制

和光市子ども・子育て支援会議条例の規定に基づき設置される和光市子ども・子育て支援会議において、子ども・子育てに関する施策を継続的に審議し、本計画を推進していきます。

また、事業者間の情報交流・意見交換の場である事業者連絡会において、制度の改正内容を周知するとともに、子ども・子育て支援に携わる職員の能力の向上に資する研修会等を実施することにより、市と事業者が本計画の基本理念や基本目標を共有し、基本方針に基づく各施策沿った事業を効果的に推進していきます。

さらに、本計画を推進していくためには、児童相談所等の行政機関、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民団体等との連携、そして、地域の方による協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供しながら、市と各種団体、地域住民との連携を図るとともに、庁内の推進体制についても必要に応じて見直しを図ります。

(3) 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、和光市子ども・子育て支援会議を定期的で開催し、会議において進捗状況を確認して、評価を行います。

計画の進行管理では「SPDCAサイクル」により、事業の進捗状況、見込量と提供体制の実績について自己評価及び子ども・子育て支援会議において評価を行います。

また、適切に市民ニーズを把握するため、次期計画期間に合わせて子育て世代に対するニーズ調査を実施し、調査結果と評価に基づいた内容の変更や事業の見直し等を実施します。

